

平成 2 8 年

国見町議会会議録

第 5 回 定例会

平成 28 年 12 月 6 日開会

平成 28 年 12 月 9 日閉会

国 見 町 議 会

平成28年第5回（12月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（12月6日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
歓迎の言葉	5
開議の宣告	5
諸般の報告	5
公立藤田病院組合議会（阿部泰藏君）	6
伊達地方消防組合議会（渡辺勝弘君）	6
伊達地方衛生処理組合議会（浅野富男君）	7
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議案の上程（承認第2号～議案第68号）	9
町長提案理由の説明	9
散会の宣告	15

第2号（12月7日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19

一般質問	19
8番 松浦常雄君	19
①町長としての2期目の町政への抱負について	
②平成29年度国見町予算編成の基本方針について	
③道の駅「あつかしの郷」について	
13番 八島博正君	27
①太田町長2期目の町政運営について	
1番 松浦和子君	40
①国見町のシンボルである阿津賀志山の現状と観光政策について	
②国見小学校6年生の未来の国見町への提言について	
5番 佐藤定男君	48
①「敬老祝金支給条例」の見直しについて	
2番 村上 一君	51
①公共施設の状況について	
②町のPRについて	
10番 阿部泰藏君	56
①水道料金の見直しと今後の課題について	
11番 浅野富男君	62
①給食費を補助することについて	
②国保都道府県単位化について	
6番 村上正勝君	69
①今後のまちづくりについて	
②徳江地区にある水辺の小楽校について	
7番 渡辺勝弘君	73
①子育て支援事業（子どもクラブ）の現況と今後の対策について	
散会の宣告	80

第3号（12月9日）

議事日程	81
出席議員	82
欠席議員	82
遅参及び早退議員	82
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	82
本会議に出席した事務局職員	82
開議の宣告	83

諸般の報告	83
承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて	83
承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて	83
議案第 5 8 号 国見町農産物加工施設設置条例	84
議案第 5 9 号 国見町森江野町民センター条例の一部を改正する条例	84
議案第 6 0 号 国見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例	85
議案第 6 1 号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	88
議案第 6 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	91
議案第 6 3 号 国見町税条例の一部を改正する条例	93
議案第 6 4 号 国見町道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	93
議案第 6 5 号 工事請負契約について	94
議案第 6 6 号 公の施設の指定管理者の指定について	95
議案第 6 7 号 損害賠償の額の決定及び和解について	95
議案第 6 8 号 平成 2 8 年度国見町一般会計補正予算 (第 6 号)	99
追加日程の議決	105
町長提案理由の説明	106
議案第 6 9 号 動産の取得について	106
議案第 7 0 号 動産の取得について	107
発議第 5 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	107
議員の派遣について	109
常任委員会の所管事務調査について	109
町長挨拶	109
閉議及び閉会の宣告	110

国見町告示第52号

平成28年第5回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月22日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成28年12月6日

2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番（欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

平成28年第5回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年12月6日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第58号 国見町農産物加工施設設置条例
- 第 6 議案第59号 国見町森江野町民センター条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第60号 国見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
- 第 8 議案第61号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第63号 国見町税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第64号 国見町道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第65号 工事請負契約について
- 第13 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第14 議案第67号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第15 議案第68号 平成28年度国見町一般会計補正予算（第6号）

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	菅野信朗君
企画情報課長	菊地弘美君	税 務 課 長	松浦昭一君
住民生活課長	吉田義勝君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	佐藤克成君	まちづくり 交流 課 長	引地 真君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
原発災害対策 課 長	蓬田英右君	会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第5回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）



◇歓迎の言葉

議長（東海林一樹君） はじめに、議会を代表いたしまして、太田町長にお祝いの言葉を申し上げたいと思います。

去る11月13日執行されました国見町町長選挙におきまして、無投票でご当選されましたこと誠におめでとうございます。議員一同心よりお喜び申し上げる次第であります。

さて、急速に進展しております少子高齢化社会において、町民福祉の向上をはじめ、厳しい社会情勢の中で解決すべき諸課題が山積していることは、ご承知のとおりであります。

そのような中で、震災からの復旧復興の象徴である道の駅国見あつかしの郷の来春開業は、町民の皆様が切に望んでいるものであります。

太田町長におかれましては、広く町民の声を聞かれまして、大きな視野に立っての施策の実現にあたられますことをお願いする次第であります。

国見町議会といたしましても、住民の意思を決定する機関としての機能を十分に果たしながら、魅力あるまちづくりのため努力を傾注する所存であります。

結びに、太田町長には健康には十二分に留意され、町民福祉の向上と幸せのため、ご尽力賜りますようにご期待申しあげまして、お祝いの言葉といたします。



◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。



◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（羽根田孝司君） 議会関係についてご報告いたします。

平成28年第4回議会定例会以降現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり承認2件、議案11件が提出され、受理いたしました。

一般質問の通告は9議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

本定例会への請願・陳情はありませんでした。

定期監査及び例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について、最初に公立藤田病院組合議会について。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 平成28年10月4日午後3時より、病院会議室において公立藤田病院組合議会定例会が開催されました。議案については平成27年度公立藤田病院組合病院事業会計決算認定であります。

まずはじめに、医業関係の収支から申し上げます。

医業関係の収支については、マイナス2億3667万2739円であります。そして、医業外収益については、1億8904万8937円あります。経常損失は、マイナス4762万3802円あります。特別利益235万円、固定資産売却益でございます。これを差し引きますと、当年度純損失がマイナス4527万3802円あります。

なお、詳しくはお手許の議案書の内容をごらんいただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方消防組合議会について。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 伊達地方消防組合の報告につきまして、私から報告させていただきます。

去る10月24日午前9時より、伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれ、10時15分より、平成28年第2回伊達地方消防組合議会定例会が開催されました。

提出された議案は2件、報告1件であります。

報告第1号、平成27年度伊達地方消防組合一般会計継続費精算報告書についてであります。継続事業でありました消防救急デジタル無線指令システムの整備事業及び消防本部・中央消防署庁舎並びに消防指令センター建設事業についての精算報告についてであります。

まず、平成27年度伊達地方消防組合一般会計歳入歳出決算にあたり、各種台帳等も適正、的確に処理されたと、監査委員からの報告を受けました。

議案第15号、平成27年度伊達地方消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額24億9201万4152円で、歳出総額24億5494万8192円で、歳入歳出差し引き残額は3706万5960円あります。

議案第16号は、平成28年度伊達地方消防組合一般会計補正予算についてであります。

歳入歳出総額にそれぞれ2826万5000円を追加し、歳入歳出総額16億7526万5000円とするものであります。

主な内容は、財政調整基金の積み立て、ホームページ更新業務の委託、南分署庁舎屋上防水工事などが含まれております。

これら議案2件は、採決の結果、原案のとおり可決いたしました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、伊達地方消防組合議会定例会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、伊達地方衛生処理組合議会について。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 平成28年第3回伊達地方衛生処理組合議会定例会は、去る10月24日午後1時から、当組合会議室において開催されました。

本定例会には八島議員とともに出席をいたしました。私よりご報告をさせていただきます。

本定例会に提出されました案件は6件であり、決算認定については監査委員の意見書とともに提出されました。

まず、議案第15号、平成27年度伊達地方衛生処理組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額5662万5000円、歳出総額5609万4000円、歳入歳出差し引き53万1000円となっております。

一般会計の実質収支額53万1000円の主な要因は、歳入合計では予算対比で1,000円の増で諸収入の収入増となっております。

歳出合計では53万円減であり、内訳は、議会費3万5000円、総務費9万5000円、予備費40万円と、いずれも予算対比で執行減となっております。

財政調整基金109万1000円を経常経費財源として取り崩したほか、元金及び利子34万円を積み立てたことにより、平成27年度末現在高は167万2000円となります。

続きまして、議案第16号、平成27年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額3億5551万9000円、歳出総額3億5372万5000円、歳入歳出差し引き179万4000円となっております。

し尿処理事業特別会計の実質収支額179万4000円の主な要因は、歳入合計では予算対比で同額となっております。

歳出合計では、予算対比で179万4000円減であり、内訳は衛生費129万2000円、基金費1,000円、公債費1,000円、予備費50万円がそれぞれ執行減となっております。

し尿処理施設整備基金の取り崩し額2169万1000円を機器の保証期間終了による維持補修費の財源として充当したほか、元金及び利子96万2000円を積み立てたことにより平成27年度末現在高は6196万9000円となります。

し尿処理事業特別会計減債基金の取り崩し額3833万8000円を記載の元金利子の償還に充当したほか、元金及び利子3824万5000円を積み立てたことにより、平成27年度末現在高は3829万2000円となります。

議案第17号、平成27年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額42億5154万1000円、歳出総額42億4608万円と、歳入差し引き546万1000円となっております。ただし、仮設焼却炉等の災害復旧事業分を差し引いた通常事業分は、歳入額5億5644万1000円、歳出額5億5098万円、歳入歳出差し引きでは546万1000円となります。

歳出合計では、予算対比で385万3000円減であり、内訳は衛生費85万1000円、基金費1,000円、公債費1,000円、予備費300万円とがそれぞれ執行減となっています。

ごみ処理施設整備基金の取り崩し額1727万2000円を維持補修費、ごみ処理基金計画策定業務委託料、災害廃棄物処理事業等の財源として充当したほか、元金及び利子3626万6000円を積み立てたことにより、平成27年度末現在高は1億4944万2000円となります。

ごみ処理事業特別会計減債基金は2000円を積み立てまして、平成27年度末現在高は619万1000円となります。

続きまして、議案第18号であります。平成28年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に51万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5681万2000円とするものです。

歳入の増額補正は、基金繰入金38万1000円、繰越金13万1000円であります。歳出の増額補正については、2款総務費のうち一般管理費であり、職員手当等34万7000円、負担金及び補助金及び交付金16万5000円となっております。

議案第19号、平成28年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に118万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5658万2000円とするものであります。

歳入の増額補正については、財産収入6,000円、繰越金29万4000円、減額補正は分賦金11万8000円であります。歳出の増額補正の主なものは、1款衛生費で負担金補助及び交付金15万2000円、2款基金費のうち、し尿処理施設整備基金は繰り越し分の増額補正分を将来の事業財源として運用するための積立金114万円で、利子積み立て額7,000円、減債基金利子1,000円であり、減額補正は、2款のし尿処理事業特別会計減債基金積立金11万8000円となります。

議案第20号、平成28年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から66万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億1110万8000円とするものです。

歳入のうち増額補正は、公債費分、地方交付税充当額106万5000円、繰越金246万1000円、諸収入59万4000円であり、減額補正の主なものは、財産

収入 2,000 円、基金繰入金 78 万 2000 円であります。

歳出の増額補正は、1 款衛生費で負担金補助及び交付金 1 2 万 5000 円、2 款基金費でごみ処理施設整備基金費は、繰越金及び廃プラスチック再商品化合理化拠出金の増額補正分は将来の施設整備等財源として運用するための積立金 29 2 万 8000 円、減債基金利子積み立て 1,000 円であり、減額補正は 1 款衛生費の委託料、工事請負費 371 万 7000 円、2 款基金費でごみ処理施設整備基金利子積み立て額 1,000 円となります。

以上であります。6 議案とも原案のとおり認定及び可決されております。

なお、詳しくはお手許に配付の資料をごらんいただきたいと思っております。

これで伊達地方衛生処理組合からの報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇ 会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、7 番渡辺勝弘君、8 番松浦常雄君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇ 会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 9 日までの 4 日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 9 日までの 4 日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、教育長、教育委員長、農業委員会会長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇ 議案の上程（承認第 2 号～議案第 68 号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第 3、承認第 2 号から日程第 15、議案第 68 号までの承認 2 件、議案 11 件を一括上程いたします。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇ 町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日、ここに平成 28 年第 5 回国見町議会定例会を招集いたしました。

たところ、議員の皆様におかれましては、ご壮健にて全員ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、提案理由の説明に先立ち、町政に取り組むにあたり所信の一端を申し上げます。

私は、今般執行されました国見町町長選挙におきまして、多くの町民の皆様のご支援により無投票での再選の栄に浴し、改めてその責任の重さを痛感いたしますとともに、身の引き締まる思いをいたしておるところでございます。

1期目の4年間は、東日本大震災からの復旧・復興を最重点に、仮置場の設置、住宅除染、県北浄化センターの汚泥の搬出、町民の皆様の健康管理事業の実施、役場庁舎の再建、農産物等の風評被害の払拭に関するトップセールスなどに対応いたしたところでございます。

あわせて、安全・安心、活力、思いやりのある町政、そして、国見町の継続的な維持発展に意を配し、義経まつりをはじめとする4大イベントの実施、幼稚園の統合と幼小中一貫教育の開始、歴史まちづくり計画の認定、地方創生総合戦略・人口ビジョンの策定、そして、十数年来の悲願でございました道の駅国見あつかしの郷の建設に着手し、来年春のオープンを目指しているところでございます。

しかしながら、東日本大震災、原発事故からの復興・再生は道半ばでございます。

今後も国見町民・関係団体が一丸となって震災前の状態に戻すことを念頭に、安全・安心で魅力あふれる国見町をつくり、国見町を一つの自治体として、将来に向けて維持発展させることが重要な課題でございます。

「復興・絆・交流連携」「国見の未来をみんなでつくりましょう」をスローガンといたしまして、主に3つの基本理念・姿勢のもと「オール国見」の精神を念頭に置きながら「ずっと好きです国見町」、「自立したキラリと輝く国見町」を目指し、全力を注いでまいりたいと考えておるところでございます。

基本理念の1つ目は、国見町の維持とさらなる発展でございます。

ふるさと国見町を一つの自治体として、しっかりと維持し、未来に向けて安全・安心、活力、思いやりのある魅力ある国見町に発展させてまいりたいと考えておるところでございます。

2点目は、町民主役と町民総参加の町政の実現でございます。

町政運営の主役は、町民の皆様であります。町民の皆様の目線で十分連携を図りながら、また、町民の皆様がそれぞれの立場で、かけがえのない役割を發揮し、町民主役と町民総参加の町政を実現してまいりたいと考えております。

3つ目は、国・県、市町村、関係機関との連携でございます。

交流連携を軸に、国・県、近隣市町村をはじめ、国見町と各種の協定を締結した自治体、大学等の関係機関と十分に連携を図るものでございます。

また、この間、私は、国見の未来を作る5つの具体的な約束を申し上げてまいりました。

まず1つ目は、東日本大震災からの復興・再生でございます。

国見町の東日本大震災、原発事故からの復興・再生は、まだまだ道半ばでございます。除染の推進と除染廃棄物の中間貯蔵施設への搬入、県北浄化センター汚泥の全量搬出、風評被害の完全払拭など、再生・復興に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目は、安全・安心な町政の実現でございます。

自主防災会、赤十字奉仕団、見守り隊などの地域コミュニティとの連携による防災訓練の効果的な実施や、消防、警察などの関係機関との連携による安全・安心なまちづくりの強化、東日本大震災の教訓を踏まえた、自分の安全は自分で守るといった自助の普及啓発などに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目は、活力ある町政の実現でございます。

義経まつりをはじめとする4大イベントの実施、「道の駅国見あつかしの郷」の開設と経営の安定化、モモ、米など6次化をはじめとする農商工の振興、さらには各種スポーツの振興や文化の振興などに全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

4つ目は、思いやりのある町政の実現でございます。

少子高齢化社会への対応のために、子育て支援のための、ももたん広場の効果的な運営、キッズフェスティバルなどのイベントの実施、幼小中一貫事業などの教育の振興、高齢者の介護支援のための介護施設の充実や介護予防通いの場事業などの各種事業の実施、さらには、公立藤田総合病院を中心とする医療体制の充実強化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

5つ目は、国見町の継続的な維持発展でございます。

東日本大震災の教訓を踏まえまして、「オール国見」の精神の堅持、阿津賀志山防塁など、すばらしい歴史資源保全のため、歴史まちづくり計画の具体化、国・県、近隣市町村、首都圏、関係機関などとの交流連携による地方創生総合戦略の具体化、さらには、行財政改革などにより、国見町の町としての維持発展に全力で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、2期目の町政運営にあたっての基本的な考え方、所信の一端を申し上げたところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会には「専決処分の承認を求めることについて」など承認議案2件、「国見町農産物加工施設設置条例」など10件、「平成28年度国見町一般会計補正予算（第6号）」の1件、計13件の当面する重要な案件を提出いたしておるところでございます。

それでは、各議案の説明に先立ちまして、平成28年9月第4回議会定例会以降の町政執行の主なるものについて申し上げます。

はじめに、東日本大震災の早急な復旧・復興について申し上げます。

まず、除染対策事業について申し上げます。

現在は、道路除染、生活圏の森林除染及び墓地の通路の除染等に取り組んでいるところでございまして、現場の作業は順調に推移をいたしておるところでございます。

次に、県北浄化センターにため置きされた汚泥の減容化と飯舘村蕨平地区への搬出

は、継続して実施されているところをごさいますて、また、8,000ベクレルを超える汚泥につきましても、環境省が10月末までに搬出を完了しているところをごさいます。

次に、原発の事故に伴う町民の皆様の健康管理事業の実施状況について申し上げます。

まず、内部被曝検査でございますが、10月末までの検査では、健康に影響を与えるような数値が検出された方はなかったところをごさいます。また、外部被曝検査につきましても、8月から3カ月間実施をしまして、結果が判明次第、個人宛てに通知を行い、全体の結果について公表することといたしてございます。

次に、平成28年産米の全量全袋検査について申し上げます。

福島県産米の信頼性の回復と、食の安全・安心の確保のため、引き続き実施をしているところであり、現在のところ、国の基準を超える米は検出されておらず、安全は担保されているものと考えてございます。

次に、風評対策トップセールス、特産品PR事業について申し上げます。

9月から11月にかけてまして、晩成種のももやブドウ、米、リンゴ、あんぽ柿等を中心に、静岡県御前崎市、岐阜県池田町、東京都羽村市、神奈川県横浜市などで、農家の青年後継者やミスピーチ、ジュニア応援団とともに、国見町の農産物などのPRを行ってきたところをごさいます。

また、東京・歌舞伎座におきまして、「くにみ物産展」を開催しまして、首都圏の消費者に国見町の特産品の質の高さや安全性を十分に発信できたものと考えておるところをごさいます。

次に、「くにみ女性応援団・あんぽ柿ツアー」について申し上げます。

11月18日、19日にかけてまして、歌手の北川大介さんを団長に、リンゴ狩りとあんぽ柿づくりの体験事業を核に、国見町の商工業、農業に携わる方々との交流を図るなど、参加者の方々は国見町の魅力を十分に堪能し、新たな応援団となつていただいたと考えてございます。

次に、あんぽ柿の産地再生に向けた取り組みについて申し上げます。

28年産のあんぽ柿につきましては、出荷が開始されたところをごさいますて、間もなく、あんぽ工房みらいと伊達果実農協に専用の検査機も配置されまして、全量検査の上、本格的な個包装品の出荷が再開される予定となっておりますところをごさいます。

続きまして、安全・安心な町政の実現について申し上げます。

まず、総合防災訓練についてでございます。

今年度は、ご案内のように9月11日に町内全地区を対象に実施いたしましたところをごさいます。来年度も9月に各地区での防災訓練をやることで決定をいたしましたところをごさいます。

次に、鳥獣被害対策について申し上げます。

昨年度より、国見町地域農業再生協議会の事業として実施しております野生鳥獣の侵入防止柵の設置事業につきましては、設置要望のあった地区の皆様のご協力をいた

だき進めており、引き続き必要な予算措置について、国・県に要望しますとともに、事業の推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、活力のある町政の実現について申し上げます。

まず、第21回義経まつりについて申し上げます。

今年は、義経役には俳優の佐野岳さんを起用し、静御前・弁慶役は公募といたしたところ、東京や北海道からの参加もいただき、雨天ではありましたが、県内外から多くの来場者を迎え、実施できたものと考えてございます。

次に、くにみ産業祭について申し上げます。

11月5日から6日にかけて実施をいたしました第3回くにみ産業祭は、好天にも恵まれ、多くの皆様にご来場をいただきました。各種ステージイベントや農商工の連携による展示販売、北海道ニセコ町、岐阜県池田町、大分県国東市等の交流市町の製品の販売も行い、大好評をいただいたところでございます。

続きまして、思いやりのある町政の実現について申し上げます。

まず、国見町文化財センターについて申し上げます。

11月9日に国見町文化財センター管理運営委員会が開催されまして、原則、月曜日を休館日とする運営・管理、来年1月10日の正式オープン、また、文化財センターの愛称を「あつかし歴史館」とすることなどについて協議、決定をいたしましたところでございます。

最後に、国見町の継続的な維持発展について申し上げます。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。

人づくりの分野において、桜の聖母短大との連携による未来づくりワークショップを実施し、10月には、国見小学校の学習発表会や教育フォーラムにおいて発表が行われたところでございます。

小学生からのさまざまな提言をいただき、前向きな検討を考えているところでございます。

また、食のビジネスづくりといたしまして「くにみ流豊かな食のフォーラム」を開催し、国見の食文化の再発見と発信につながったものと考えてございます。

観光づくりでは、旅づくり塾モニターツアーを実施し、ワークショップで描きましたツアー企画を実際に検証をいたしましたところ、十分に対応できる内容であり、今後、課題整理の上、観光づくりにつなげてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、歴史を活かしたまちづくりについて申し上げます。

国登録有形文化財に認定をされました旧小坂村産業組合石蔵におきまして、JA、郡山女子大、桜の聖母短大の共催、協力を得まして、11月27日に「石工イン石蔵」を開催し、国見石のかまど炊き御飯や石釜ピザ、石切り体験など、国見の石文化のPRを行ったところでございます。

また、阿津賀志山防塁の下二重堀地区の整備に向け、子どもたちからの提言を参考にし、歴史まちづくりワークショップも開催いたしましたところでございます。

今後、関係団体や地区での話し合いなどにより、検討を進めております基本計画に反映をさせていきたいと考えてございます。

次に、若者交流事業について申し上げます。

今年度第2回目となります若者交流促進事業としまして、ハロウィンパーティーを開催いたしましたところ、会食やゲームで交流し、3組のカップルが誕生したとの報告を受けたところでございます。

次に、先般実施しました東京くにみ会事業について申し上げます。

12月3日、東京くにみ会では、新たに国見町の応援大使としてジャズピアニストの木住野佳子さんを委嘱し、特別なライブに参加者の皆様も満足されたものと考えておるところでございます。議会の皆様方のご支援にも感謝を申し上げたいと思います。

次に、幼小中一貫教育推進事業について申し上げます。

10月25日に、幼稚園5歳児、国見小学校児童、県北中学校生徒が一堂に会し、全員の協力のもと「夢の木」が描かれたビッグアートの作成・ステージ発表を行いますとともに、11月26日には、教育フォーラム2016を実施し、国見小学校6年生と桜の聖母短大生が行ったワークショップの成果、「くにみっ子が描くかがやく未来の国見町」の発表が行われたところでございます。

次に、町民相談室主催による合同町政懇談会についてでございます。

町内各分野の関係者の皆様の意見を町政に反映させるため、私との懇談会を開催してきたところでございますが、本年の締めくくりといたしまして、12月20日に、各懇談会に参加をいただいた皆様に一堂に会していただき、町内各界でのご活躍されている方々との横の連携と、若い皆さんの交流を図ることといたしてございます。

次に、貝田地区などの圃場整備事業について申し上げます。

貝田地区の圃場整備事業につきましては、測量・実施設計が進められてございまして、先行事業としまして、貝田字大田地区の年内発注が見込まれてございます。

また、換地の原案作成も順調に進んでいるところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案などについて、その概要を申し上げます。

承認第2号及び承認第3号の「専決処分の承認を求めること」につきましては、台風の被害による災害復旧工事、国の第2次補正に伴う公営住宅外壁改修工事など緊急を要したため、地方自治法の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

議案第58号「国見町農産物加工施設設置条例」は、町農業の人材育成と6次化を推進するため制定するものでございます。

議案第59号「国見町森江野町民センター条例の一部を改正する条例」は、議案第58号に関連をいたしまして、多目的ルームを加工施設へ用途変更することに伴い、使用料の項目を削除し、あわせまして指定管理の条文の追加等を行うものでございます。

議案第60号「国見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」は農業委員会などに関する法律が改正され、農業委員及び新たに委嘱されま

す農地利用最適化推進委員について、その定数を条例で定めるものでございます。

議案第61号「国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、議案第60号の条例制定に伴いまして、農業委員に能率給を追加し、新たに農地利用最適化推進委員の報酬について定めるものでございます。

議案第62号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事委員会勧告等に基づき所要の改正を行うものでございます。

議案第63号「国見町税条例の一部を改正する条例」につきましては、日本と台湾の租税条約に相当する枠組み構築によりまして、利子所得・配当所得の課税の特例を創設するものでございます。

議案第64号「国見町道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「道の駅国見」の名称を「道の駅国見あつかしの郷」に変更するものでございます。

議案第65号「工事請負契約について」は、滝山団地1号・2号棟の外壁改修工事の請負契約に係るものでございまして、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第66号「公の施設の指定管理者の指定」につきましては、国見まちづくり会社を道の駅国見あつかしの郷の指定管理者とするものでございます。

議案第67号「損害賠償の額の決定及び和解」につきましては、公用車による歩行者の負傷事故の損害賠償と和解についてのものでございます。

議案第68号「平成28年度国見町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、既存の予算に3億989万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を100億7623万8000円とするもので、歳出におきましては、臨時福祉給付金事業、道の駅整備に係る関連事業、ふるさと納税事業、災害援護貸付金繰上償還金、歳計剰余処分に係る公債費の繰上償還などが主な要因でございます。

歳入では、事業実施に伴います国県支出金、寄附金、事業充当地方債、繰越金などを見込んで収支のバランスを図ったところでございます。

以上、本定例会にご提案を申し上げました各議案などにつきまして、一括提案の理由の趣旨を申し上げましたけれども、各議案の内容、それから計数などにつきましては、審議に先立ちまして、関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、道の駅並びに加工施設に係る備品などの取得に伴い、それぞれ「動産の取得について」の追加議案を予定いたしておるところでございます。

以上、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

11時より委員会室において議案調査会を行い、その後、全員協議会、各常任委員会を開催いたします。

あす7日は、午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時46分）

第 2 目

平成28年第5回国見町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年12月7日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	菅野信朗君
企画情報課長	菊地弘美君	税 務 課 長	松浦昭一君
住民生活課長	吉田義勝君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 局長	佐藤克成君	まちづくり 交流 課 長	引地 真君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
原発災害対策 課 長	蓬田英右君	会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領良く発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、8番松浦常雄君。

（8番松浦常雄君 登壇）

8番（松浦常雄君） 太田町長には、このたび無投票で2期目の当選を果たされ、町長に就任されましたこと、心からお祝いを申し上げます。

今回の当選は、太田町長の4年間の実績が町民から高く評価されたことを証明したものであると思います。同時に、太田町長には町民から大きな期待が寄せられていることも示していると言えます。太田町長には、どうか健康に十分注意されて、町政を推進していただくようお願いいたします。

では、さきに通告しておきました3点について質問します。

はじめに、町長の2期目の町政への抱負について伺います。

太田町長の町政の4年間は、大震災からの復旧・復興を大きな目標とし、ももたん広場の開設や役場庁舎の再建、観月台文化センターの補修、再オープンなど、復旧に大きな成果を上げられたほか、義経まつり、そのほか数多くのイベントの実施により、活力のあるまちづくりに努められました。その結果、町の様子は震災の跡が感じられないほど大きく変わってきましたし、スポーツの活躍なども見られ、町民にも元気が出てきたように感じられます。

また、旧小坂小学校校舎を改築した小坂くらし館や旧大木戸小学校校舎を改修したあつかし歴史館の完成、歴史的風致のまちづくりの推進及び道の駅国見あつかしの郷の建設が着々と進んでおり、復興への確かな歩みが感じられます。

しかし、農作物の値段が震災以前に比較してまだその水準に戻っていないなど、風評被害が続いており、復旧はまだ終わっておりません。また、少子高齢化の社会の波はこの町にも押し寄せており、人口は減少を続けております。今後の町の活性化を図ることは容易ではないと思っています。

そこで、2期目の当選を果たされた町長に、町民はどのような期待を持っていると受け止めておられるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 8番松浦常雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、松浦議員から2期目に向けてのご質問、そして温かいお言葉を賜りましたことに、感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

2期目に向けて町民の期待をどのように受け止めているかというご質問でございますが、1期目の4年間につきましては、町民の皆様のオール国見でのご支援によりまして、まさに一步一步でございましたけれども、何とかこの4年間私もやってまいりまして、大震災からの復旧・復興とか元気活力事業等々、本当に一步一步でございまして進めてきたかなという、何ともこう複雑な思いはあるわけでございます。一気に加速できなかったところが私の不徳のいたすところかなという思いもしますけれども、何とかこの国見町が、現在あるかなという思いをいたしております。

ただ、ここに来て、先ほど議員もお話しされましたように、今イルミネーションもやっていますが、国見町にも何とか光が出ていますし、あとは元気かな、いろいろと少しずつですけども、見えているかなという思いをいたしております。これは議員の皆様も同じではないかと、あるいは町民の皆様も何とか少しずつ元気が出てきたなと、こんな思いをされておるのではないのかなと思っております。

私自身、非常に4年間張り切りましてハードでございました。しかし、何とか4年間でここまで来たかなという思いでございます。改めて、これも町民の皆様のご支援のおかげかなと本当に思っております。改めて町民の皆様、議員の皆様方に感謝を申し上げたいと思っております。

また、このたびの国見町長選挙におきまして、これも町民、そして議員の皆様方の温かく力強いご支援により、無投票の再選を果たすことができました。このことは復興・再生、まちづくり、まだまだ道半ばであるので、これをどうぞどんどん前に進めてくれよという思いが、恐らく今回の無投票当選だったのかなと私自身は捉えております。町民の皆様方からの強い期待のあらわれかなと、自分勝手にございますけれども、そんなふうに実は受け止めております。本当に町民の皆様方の期待の大きさを非常に痛感しておりまして、身の引き締まる思いを実はいたしておるところでございます。

1期目に引き続き2期目、全力で町政を執行しまして、復興、まちづくりをさらにさらに前進させていきますことを、ここに強く強くお誓いを申し上げさせていただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 2期目の町政を推進する気概、抱負を伺うところでしたが、もう今の回答の中でしっかりそのことが答弁されておりますので、割愛させていただきます。

では次に、29年度の国見町予算編成の基本方針について伺います。

今年度、28年度は、第5次国見町振興計画の6年目にあたり、新たに作成された後期計画の初年度でした。それを実現するために、後期の基本計画として作成された3つの政策と30の施策が設定されました。1つ目は地域の資源（宝）を活かしたま

ち、2つ目は人が輝くまち、3つ目は交流と連携のまち、この3つの政策のもとに30の施策が設けられています。

また、町振興計画のさらなる具現化に向けて、5つの目標が掲げられました。その5つの目標は、過日、記者会見で平成29年度の予算編成にも継続されることが明らかにされております。

改めて平成29年度の予算編成の理念、基本方針を伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

平成29年度の予算編成の基本方針についてのお質しでございますが、第5次国見町振興計画、さらには人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略など各種の計画に位置づけられました施策を具現化するために、町長、今までもその内容をお話しているところでございます。

特に、「復興・絆・交流連携」を基本としまして、「国見の未来をつくる5つの目標」実現のためにオール役場、オール国見の精神で取り組むこととしているところでございます。

具体的には、除染の推進、それから県北浄化センターの汚泥の全量搬出、風評被害の払拭、それから防災訓練の効果的な実施によります町民の皆さんに対する安全・安心の確保、そしてまた4大イベントの実施と6次化をはじめといたします農商工の振興、各種スポーツの振興や文化の振興、ももたん広場の効果的な運営や幼小中一貫教育等の振興、高齢者支援のための各種事業の実施、国・県・市町村、首都圏、関係機関などとの交流連携事業などに取り組むこととしているところでございます。

各種の事業の実現にあたりましては、当然に財源が必要でございます。国において、今年度から集中復興期間から復興創生期間に移行いたしまして、国から地方自治体に財源を求められるなど、これまで以上に財源の確保が厳しい状況が想定されますことから、職員自らそれぞれ十分コスト意識を持ちまして、全ての事業について、国県支出金の確保、あるいは有利な起債を充当するなど、あらゆる方策を講じて財源確保に努めることなどを念頭に置いて、新年度の予算全体の組み立てを行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今年度の一般会計の当初予算は91億4000万円で、前年度比18.6%の減でした。来年度は除染の費用も大幅に減少すると考えられることから、予算の規模は今年度よりも一層縮小されると思います。除染費用は別として、大震災から6年目を迎えますので、国からの交付金、補助金が削減されるのではないかと心配されます。

今の回答の中では、経費を節減したり、活用できる補助金を工夫しながら財源を確保するということですが、来年度予算の裏づけとなる財源の見通しについて、もう少し伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

国見町の自主財源につきましては、町税、それから使用料及び手数料、分担金及び負担金など町自ら収納できる収入が平成27年度決算におきましては、歳入全体の15.8%でございます。

特に震災以降、除染対策に係る国県支出金の割合が増加はしてございまして、財政規模も膨らんでございます。議員お質しのとおり、来年度は除染対策の事業も減ることから、財政規模もしぼむ傾向にはございますが、こういった中で各種事業の取り組みにつきましては、国県支出金の充当できる事業によって対応すると。そのほか、中でも、なるべく補助率の良い事業が活用できるように取捨選択をするとともに、補助事業の裏負担となります起債、借金でございますけれども、これらにつきましても、交付税措置のある有利な起債を充当できますよう努力をしてみたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） いろいろな工夫をしながら来年度の財源確保に努めるという答弁をいただきましたので、この件については、以上で終わりにしたいと思います。

次に、3つ目の質問に移ります。

道の駅国見あつかしの郷について伺います。

道の駅は全国にたくさんありまして、その多くは赤字経営と言われていています。しかし、中には黒字経営の道の駅もあります。その違いは、ほかにない特徴、すぐれた点があるかどうかだと思います。

そこで、道の駅国見あつかしの郷の特徴、ほかにないすぐれた点は何かを伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えをいたします。

道の駅国見あつかしの郷の特徴についてのお質しでございますけれども、まず議員ご承知のとおり、国と町の共同施設として設置をするものだということでございます。特に、これもご承知かと思いますが、3年前の豪雪時の国道4号の渋滞があったことを含めまして、直轄国道としての機能維持を図るべく、まず防災拠点としての位置づけを行いながら、中には防災倉庫、非常用発電、災害時のトイレなど緊急避難所としての機能を持たせていることが第1の特徴であると考えております。

また、このあつかしの郷につきましては、市街化区域に接続する道の駅でもあることから、これまでの経過の中でも申し上げておりますが、里まち交流、さらには歴史まちづくり、国見町の文化など、観光の拠点としての位置づけも大きな特徴であると考えているところでございます。

そして、宿泊施設や子育て支援施設、コンビニ、多目的ルーム、イベント広場など、多機能にわたる複合施設となっていることも大きな特徴ではなかろうかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、以上のような複合施設という意味合いから、農業、林業、そして商業、工業、全ての産業、そして福祉、教育、歴史、文化、防災といった幅広い分野での活用ができる施設であると考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 道の駅というのは、国道沿いに設けられたトイレが中心といいますか、それに附属していろんな販売するところが設けられているのが一般的だったのですけれども、今、答弁いただきましたことから、国見の道の駅は、ほかにはない複合的な多機能を持つ、そういう特徴がいっぱいある施設だとよくわかります。どうか、こういう点を多くの利用者に知ってもらって、多くの利用者が増えることをお願いしているところです。

次に、まちづくり交流課では、森江野町民センターの一部を改修して国見町の産物を活かした6次化の加工品を作る施設を作り、加工に必要な備品を備えると聞いておりますが、そこで作った製品をあつかしの郷で販売するという話も聞いております。町民センターのどこにどのような施設を作り、どのような備品を備えるのか、町民にはまだ知らされておりません。この点についての説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

森江野町民センターのこれまで季節保育所として使用しておりました多目的スペースに町の加工施設を建設をするということで、実際に今、工事を進めているところでございます。

この国見町の加工施設に関しては、6月の定例会でも一般質問をいただいておりますが、その際答弁をさせていただいておりますが、大きく3つに分かれる施設が中に入っております。1つは、漬物加工をするスペース、もう一つは、パンとお菓子を中心に加工する施設、そしてもう一つは総菜を中心に作る施設のこの3つがこの中に含まれるものでございます。

そのほかに、附帯設備として事務室であったり保管庫であったり、あとは一旦冷却をしなければならないというところもございまして、冷蔵室なんかもこの施設の中には含めております。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） そこで作る6次化の製品とは、どのような製品が考えられているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

森江野町民センターの中に作ります加工施設については、ただいま答弁をしたとおり漬物加工あるいは総菜加工、そしてまたパン、菓子加工といったところがございます。

ただし、この森江野の加工施設ができる前に、これまで町とまちづくり会社はいろいろな商品を開発をし、または企画をし、販売をしております。

例えば、モンドセレクションで金賞を受賞した純米吟醸酒の「国見あつかしさん」、桜の聖母短期大学、モモ農家、そして出荷組合の加入菓子店と連携をした「もも大福」、「サクッと桃シュー」、「桃むう」、特産果実による6種類のジャム、3種類のジュース、缶詰などがございます。また、国見バーガーにおいては、サバみそのほかにチーズチキンカツ、こうじ南蛮みそ、ホットチリ、ポテトサラダ、くにみ鶏のカレー、シソみその6種類を新規投入したところでございます。

また、純米大吟醸の「国見あつかしさん極」も発売間近となっております。

さらに今後設置予定のただいまご質問があった国見町の加工施設では、漬物、パン、菓子、総菜加工室を備えておりますので、この施設を上手に活用しながら、さまざまな商品開発を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） これまで、今、挙げられたものもくにみ市場などのいろんな場で販売してこられましたことは、私も存じております。多種類にわたって工夫されていると感じます。この加工品を作るグループとか、そういう製品を作る人たちはどのくらいいるのか伺います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

その希望者についてのお質しでございますけれども、現在町に寄せられている質問、あるいは意見を総合しますと、まずは道の駅の出荷組合の中に加工品部会がございます。その中に加入をされている方々の人数でございますと、18名ほどでございますでしょうか、これは個人個人で加入をされていらっしゃる方でございますが、中には一緒にグループを組んでやりたいという方もいらっしゃいます。

また、この出荷組合には加入なさっていない方々でも、いつから森江野施設は使えるのかとか、どういったものができるのかといったご質問を承っております。

正確には我々のほうで捉えてはおりませんが、少なくとも20人以上の方々に関しては興味をお持ちになって、また、あるいはそこでやりたいと考えている方がいらっしゃるのではないかと考えております。

また、あわせて、食品を製造する施設でございます。ですから、保健所の許可も当然必要になり、施設としての許可も必要になってまいりますし、あとは実際に製造をして販売をする方々も、それぞれ食品衛生関係の資格を取っていただくこととなります。これは県の保健所といろいろ協議をした結果、通常ですと、保健所に赴いて、決まった日時に講習を受けて資格を取ることになっておりますけれども、国見町で30人以上の希望者がある場合には、国見町でその講座を開設し、資格の付与をするといったようなことも保健所からは聞いておりますので、そういった流れをこれからもうちょっと加速をして、施設の利用者の増加につなげてまいりたいと考えていると

ころでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） そこで作った製品を、国見町の特産物として、道の駅国見あつかしの郷で販売する考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

この森江野の加工施設で作ったものについては、まずは道の駅国見あつかしの郷の直売等で販売をしていただければと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 6次化製品以外では、どのようなものを特産物として販売する考えなのか伺います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

道の駅国見あつかしの郷では、まずは国見町の道の駅出荷組合に加入をしている農家の農産物、あるいは商店等の一般食料品、雑貨のほか、町やまちづくり会社が交流・連携をしておりますニセコ町、池田町、平泉町などの自治体の特産品、あとは県内外の有名商品、加えて池田温泉、八王子滝山、風のマルシェ御前崎、そしてもてぎなどの道の駅等とも連携をした、それぞれの特産品等の販売を予定しているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） ただいまの説明で、いろいろな特産物を国見町以外のものでも販売するというところで、イメージを豊かにすることができました。

季節に左右されない人気が出る商品などは、どんなものを考えておられるか伺います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

まずはこの森江野の加工施設を使って製造するものが、季節に関係なく町の特産、あるいは国見町ならではのものを使った商品の創造といったところになります。これは我々のほうで、これはいいですよ、これはだめですよといったことは申し上げずに、まずは住民ファースト、お作りになりたい方々の意見をうまく取り入れて、この施設の設備等を活用して、そして作っていただいたものであればよろしいのではないかと考えております。

季節にとらわれずに、国見ならではのものを販売できるというのは、この加工によるものと考えておりますので、春からいえばサクランボ、アンズ、プラム、モモ、リンゴ、ブドウ、あるいは柿でございますか、そういった果物類、あるいは今度は野菜

類、こちらもその時々旬のものを生で売るといふことも、それはとても大切なことではございますけれども、そうではない、物が無い時期に加工したものを目新しく売るといった工夫も当然必要になってまいりましょうから、国見町の取っておき、あるいは、ならではのものというものは無数にあるのではないかと考えております。

ですから、どういったものかとお質しでございますけれども、これからの将来の発展にかかっているのではないかと考えております。100になるかもしれませんし200になるかもしれませんので、その辺は町民の方々と一緒に、施設をうまく利用できるような方策を考えることが先決なのでないかと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今まで私が心配していたことが、ただいまの説明で大分解消されました。随分工夫して、努力して準備されていることがわかりました。

次にですが、去る10月17日のある新聞に、伊達市は桑折町と伊達町の間の4号線沿いに、イオンモールを核とする東北最大級の商業施設を誘致する体制を整えたと報道されました。それが実現するかどうかはまだ明確ではありませんが、それができた場合でも、道の駅国見あつかしの郷に客が集まる工夫が必要だと思っておりますが、この点を町長はどのように考えておられるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

例えばイオンモールができた場合のそういったものを意識した形での集客対策、どのようにするかをいうお質しかと思うところでございますが、まずは先ほど建設課長、まちづくり交流課長が答弁申し上げましたように、私どもの道の駅あつかしの郷は、ご案内のように、本来の道の駅であるトイレとか駐車場とか情報コーナー、いわゆる道の駅であります直売所、レストラン、カフェ、コンビニ、さらに特徴的な交流施設ということで子どもの遊び場、歴史情報コーナー、宿泊施設、バンケットルーム等々、交流の拠点としての位置づけをしたいということで、現在進めておる状況でございます。

また、ご案内のように、この4号線の沿線は2万台の車が走っています。そういった、いわゆる交流連携での非常に立地条件に恵まれた位置にあるということもあろうかなと考えております。

また、現在いろいろと6次化製品の開発とか、それからくみ市場なんかも訓練でやっておりますし、それからおもちゃフェスティバル、ママまつりの実施、さらには首都圏、仙台圏との連携、特に応援団ツアーを招聘する等々、いわゆる道の駅に向けた形での各種事業を、現在いろいろとアップしておる状況にあらうかなと考えております。

今後は、この開業に向けて、当然その国見町の道の駅の立地条件、そういった優位性、あるいは各種事業の経験を踏まえて、先ほど松浦議員がおっしゃいましたように、国見町の特徴を出した道の駅にすべきではないかというお話がありましたので、それ

に向けて現在鋭意進めておる状況かと思っております。

したがいまして、イオンモールには、もしできた場合でありますけれども、いわゆる道の駅マニア的な方がどんどん回遊できるようなそういった施設による集客の拡大等々、まさに国見の道の駅の特徴をいかに出すのかということだろうと思っております。子どもさんたちの遊び場とかバンケットなどをつくるエリアでございますので、そういった意味では非常に多くの方々が注目する、そしてまた集客ができて得る施設になるものと私は思っております。

ただ、現在はあくまでも思っている段階でございますので、今いろいろと訓練はやっておりますし、さまざまな事業も実施しております。そういったものを集大成することによって、今後、来年春オープンします道の駅をしっかりと運営につなげていきたいと思っております。

議員お質しのように、とにかく道の駅の特徴を出そうと、「道の駅国見あつかしの郷」は何ぞやという特徴をしっかりと出すことに十分意を配しながら対応をし、経営の安定化にしっかりと前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 大変希望の持てる答弁をいただきました。来春の開業が心待ちにできるという思いがいたします。

以上で、私の質問を終わりにします。

議長（東海林一樹君） 次に、13番八島博正君。

（13番八島博正君 登壇）

13番（八島博正君） 平成28年第5回国見町定例議会にあたり、一般質問を通告しましたので、質問をいたします。

質問に入る前に、このたびの選挙で2期目の当選、誠に町長にはおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

どうぞ体には十二分気をつけて、町民の願い、あるいは夢の実現のため、ご活躍を心からご期待申し上げます。

それでは、質問に入ります。

まずはじめに、町長は選挙に対し3つの基本理念と姿勢、5つの公約をしましたが、2期目のスタートの初議会ということで、改めて町政執行の基本的な考え方と方針について質問を通告いたしました。きのうの提案理由の説明の中で十二分に説明されておりますので、質問を次に移りたいと思います。

平成23年3月11日、国見町は大震災と原発事故の二重の災害を受けました。国見町は家屋の倒壊、または役場庁舎及び下水道施設をはじめ、公共施設に大きな被害を受けましたが、その中で竹下内閣時代の1億円でのもちづくりの事業で作った観月台文化センターと、耐震設計が終わった各学校の被害は少々ありましたが、すぐに役場が移転して観月台文化センターで仕事ができ、各小学校も授業ができたことは、不幸中の幸いであったと思います。

また、同時に発生した原発事故は、除染作業や学校の教室にクーラーの設置あるいは下水道の汚泥の放射能汚染等々、新たな問題を起しました。4月に予定されていた町議会議員の選挙も6月まで2カ月間延期され実施されましたが、国見町始まって以来の無競争で当選が決まりました。町議会が開催され、早速特別委員会を立ち上げて原発関係の問題解決に議会が進みましたが、その中で下水道の汚泥の町外搬出については、毎回議会で特別決議をし、その実現に尽くしてきたこととございます。

そうした背景の中で誕生した太田町長は、見事1期目でこの問題を解決しました。その政治手腕は、私が長い間の政治活動の中で5人の町長とともにしてきましたが、その中ではトップであると思っております。

この原発事故による県内地方6団体は、県内10基ある原発の撤廃を決議し、私も県町村議会議長会の会長として東北電力をはじめ、関係機関に対して陳情・請願をしてきました。また内堀知事は、11月11日の任期半ばにしての記者会見において、原発の廃棄を改めて表明し、きょうの新聞によりますと、昨日開会された県議会の冒頭の挨拶の中でも全基廃炉の決意を述べております。

この原発の廃棄に対して、改めて町長の考えをお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 13番八島博正議員のご質問にお答えを申し上げます。

まずは、八島議員から2期目に向けての温かいお言葉を賜りましたことを、この場をおかりして、心からまずは感謝を申し上げさせていただきたいと思うところとございます。

ただいまのご質問でございます、原発の廃炉についてのお質しでございます。

ご案内のように、福島県におきましては、東京電力の原子力発電所の事故により受けた被害の甚大さや、これまで国や事業者が主張してきた原子力発電所の安全性に対する信頼が根底から崩れたことを踏まえまして、原子力に依存しない社会を目指すという基本理念のもと、県民を守り、若者や子どもたちが安心して暮らせる福島県の振興のために、国及び事業者に対し、県内全て、10基の原子力発電所を廃炉とすることを決断いたしておるところでございます。

国見町におきましても、いまだに除染対策事業や町民の皆様の健康管理事業、米の全量全袋検査や農産物の放射線検査、風評被害の払拭など、原子力発電所の事故に伴う対応を行っているところであり、復興再生がまだまだ道半ばであると考えておるところでございます。

こういったさまざまな状況を踏まえまして、改めまして私といたしましても、福島県と同様の考えでありますことを述べさせていただきたいと思っております。

なお、福島県の廃炉を前提として、一日でも早く国見町を平成23年3月前の状態に戻し、町民の皆様の安全・安心が確保できるように、全力を尽くして対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） この事故を受けて、県は原子力による発電から再生可能エネルギー、すなわち自然エネルギーに発電をする方向に転換しました。

きょうの新聞によりますと、きのう、デンマークの大使が福島県を訪れて、2年前に締結したデンマークと福島県の再生可能エネルギーの推進について、覚書を取り交わしたことに対する確認を行っております。

福島県は、こうした背景のもと、発電の方向を転換し、水力、風力、地熱、太陽光、バイオマスによる発電事業に補助金をつけ、事業を進めており、町でも役場庁舎をはじめ、学校や公共施設に太陽光パネルの設置を進めておりますが、今後もこの方向はお変わりないのかどうか、町長に答弁をお願いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

まずは、県で現在再生可能エネルギーへのシフトをとしているという話は十分私自身も承知をいたしておるところでございます。

ただ、議員ご承知のように、総合的なエネルギー政策につきましては、国が一元的に担うということで現在鋭意進められておる状況でございます。そういった状況を踏まえながら、県としても再生可能エネルギーにシフトしようではないかという動きの中で現在があるかなと思っております。

したがって、今、町としてどのような形のエネルギーにシフトしていくかについての明言はここで避けさせていただきたいと思いますが、ただ、私個人といたしましては、やはり原子力がどんどんダウンしてくる状況の中で、水力、火力、再生エネルギー等々、さまざまなエネルギーをどのようにミックスさせるのか、いわゆるよく言われるベストミックスというものがございます。再生可能エネルギーの比率をどこまで高めるのだという議論が現在国でもなされておりますし、県でもいろいろと議論がなされておる状況でございますので、ベストミックスの中でどのように対応していくか、私個人としては、どういった動きになっていくのかというところが、非常に重要な部分なのかなと考えております。

ただ、今、議員お質しのように、やはり再生可能エネルギーにどのように町として対応していくかは、今後の地域活力などのさまざまな観点から非常に重要な部分だろうと思っておりますので、例えば現在町としてやっていることが3つくらいあります。

その1つは、まずは太陽光発電の誘致のための普及啓発、つまり国が原資とした補助制度を設けて、住民の皆様方に補助をする制度を現在、町としてやっております。

それから、町の施設に対して太陽光エネルギーを入れ込む、役場庁舎、文化センター、小・中・幼稚園等々、そういったことがございます。

さらには、民間の方々が導入するにあたっての連携なども対応させていただいております。

したがって、現時点で、ただいま申し上げましたような再生可能エネルギーに対しての町としてできること、いわゆる3つの視点でも申し上げましたけれども、こ

ういった部分については、やはり十分意識をしながら、今後町政に盛り込みながら対応していくことが、非常に重要な課題になってくるのかなと思っておりますので、そういう意識で対応していきたいと思っております。

ただし、総合的なエネルギー政策はあくまでも国の対応でございますので、国の状況を十分見きわめながら、町としてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 私がデンマークの国に学んでから50年が過ぎました。同級会をやるからデンマークに来ないかと、そのときはぜひ、福島原発の事故のその後について2時間くらい講演してほしいと要請を受けましたので、今から4年前にデンマークに行ってきました。デンマークは、ご承知のとおり、国民投票で原子力発電を否決しまして、風力発電、いわゆる自然エネルギーの発電を中心に行っております。今日ではドイツをはじめ、近隣諸国に電力を輸出するほどになっております。

北欧のデンマークはご承知のとおり、北海からの西風を常に受け、防風林がなければ畑は耕作できないほどの風の被害を受ける国でございます。ただし、その国柄の気象環境を利用した風力発電でございましたから、最近では太陽光発電とバイオマス発電に力を入れており、日本国大使館の配慮によってその施設を見学してことができました。防風林から出る廃材、あるいは麦や菜種から出る農産物の廃材を利用したバイオマス発電は、その発電と同時に、そこから出る廃湯を水道管と同じように配管をしまして、各家庭に送り暖房に利用するなど、大きくさま変わりをし、日本よりも相当進んでいることを目の当たりにしてきました。風力発電で十分間に合うのに、なぜこのような施設を作るのかと質問をしたところ、温暖化の原因のCO₂の削減のためであり、石化燃料、すなわち石油や石炭を少なくするためであるとの答えでした。

また、コペンハーゲンをはじめ道路が整備され、自転車の道路が整備され、朝夕の通勤通学には自転車が列をなしているなど、自動車を使わない、石油を使わない政策が、日本よりもはるかに何年前に進んでいると感じた次第でございます。

日本では今、開催されている臨時国会でCOP21パリ協定の議定書の議決がされ、今後温暖化防止のためのCO₂の削減は、各町村を巻き込んだ国を挙げての一大の政治目標になることは火を見るよりも明らかになってきております。

役場でも、町長車のハイブリッド車をはじめ、電気自動車の電源装置を設置するなど対応は進んでおりますが、今後もっともこの政策が進められると思います。

温暖化による気象上の変化は、北極の氷を溶かし、エルニーニョやラニーニャ等の原因となって、風水害や干ばつ等、気象災害を引き起こしております。この点でも、石化燃料から自然エネルギーの転換によるCO₂の削減が重要な課題であることは、火を見るよりも明らかであります。

一昨日の日曜日のテレビ報道で、東京都の小池知事は、東京オリンピック及びパラ

オリンピックは再生可能エネルギーを最大限に利用したものになりたいという談話を発表しましたが、太田町長は2期目、3期目はこの問題を避けて通れない問題だと思いますが、町長の所見はいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答え申し上げます。

COP21、あるいは温暖化の対応のお話しであるわけでございますけれども、基本的には、先ほど私申し上げましたように、こういった国際的な問題、あるいはエネルギーの問題は一元的に国が全て対応されるものと認識をしておりますので、まずは国の方向づけ、いわゆる現在削減の額などが出されており、それが県に入り町に来るということでございますので、そういった状況などを十分踏まえながら、町としてできることはしっかりと当然やっていかなければならないだろうと思っております。

特に公用車の問題は、今、議員お話しのように私の場合もプリウスですし、あと、なるべくいわゆる低燃費車を使うようにいろいろと対応しているわけでございます。そのほかの面においても、なるべく太陽光発電等々を使うべく、意識をしながら対応していく必要があると思っております。

ただ、ベースは国で、COP21も含めて基本的に国際的なレベルで協定が結ばれ、その内容について各都道府県、そして各市町村に入ってくる状況の中で対応するというところでございますから、こういった指導があった場合には、積極的にCO₂削減に対応していくという思いを込めてしっかりと町政をやっていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 一昨日の12月5日の新聞に、福島第一原発の処理費用についての記事が出ております。今まで経産省で計算しました11兆円の予想から、22兆6300万円に倍に膨らむという試算が発表されています。全ての電気料金にこの処理費が加算されるという報道が出ております。また、その記事の脇には、原発の使用済み核燃料についてが出ております。発電後に出る高レベル放射性廃棄物の処理は決まらず、放射線レベルが自然界と同じくなるのには11万年かかり、各国が処理技術の開発や処分場探しに苦慮しているという報道が新聞にも載っております。世界は、もう原発による発電は安いという考えは完全に妄想であると、失敗であったという記事が載っております。そして今、世界は原子力発電から自然エネルギーによる発電に大きく転換しようとしております。

CO₂が原因とされる異常気象による災害から環境や自然を守ることとあわせて、原子力による発電から自然エネルギーの発電への共通の目標を掲げて、先月の11月3日、4日の2日間、福島のコラッセふくしまで第1回世界ご当地エネルギー会議が開催され、29カ国から600人ほどの参加者があり、再生可能エネルギーについての各国の取り組みや日本の現況についても報告され、私も参加してきました。

この会議で配られた資料は、「自然エネルギー白書2016年」日本版と世界版でございます。この中に、いかに今後の電気は自然エネルギーで起こさなければならな

いかなの大切さが訴えられております。この中で、日本の自治体の中ではこの問題に積極的に取り組んでいる先進的な事例が発表され、特に福岡県みやま市、3万人ぐらいの市だそうです、神奈川県の小田原市、秋田県の大潟村の事例が発表され、私も深い感銘を受けてきました。福島県でも浜通りを中心に、メガソーラーシステムのオープンが伝えられ、先月、福島でもオープンすることが報道されております。

今回の会議に参加して、この事業を発展させるには、自治体が地域の市民や住民と一緒にあって、みやま市では1つの第3セクターで市民から会員を募集して、そして発電を行って、市民に売電して喜ばれているという報告があります。そういった町単独ではなくて、町が先頭になって地域の住民を巻き込んでの事業の展開の大切さが報告されております。

国見町でも、ゴルフ場にオープンした太陽光発電をはじめ、内谷字岩下地域にソーラー発電の試用ということで測量が終わっております。また、小坂地区や山崎地区、あるいは大枝地区でも個人的な取り組みが見られますが、太陽光とあわせてバイオマス発電への町の取り組みについて、私はこれから提案していきたいと思って、質問をしていきたいと思っております。

特に、太田町長の高い行政手腕をもってすれば、必ず実現できるものと確信していますが、この取り組み、いわゆる太陽光発電及びバイオマス発電について、町長はどのように考えていますでしょうか、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

まず、繰り返しになって恐縮でございますけれども、前段で申し上げました、まずは総合エネルギー政策は一元的に国がやることということで申し上げまして、その国の政策に基づいて県がやり、町がやるということでございますので、そういった総合エネルギー政策の状況なども踏まえながら、いわゆるベストミックスとは何ぞやということがベースになりますから、そこからやはり国見町としては何ぞやということを実際に考えていくことがまず私はベースにあるんだろうと思っております。

そういった上で、先ほど議員がおっしゃられましたように、そのバイオマスとかあるいは太陽光発電については、まず町としてやれることは現在やっておると申し上げました。その一つとしては、町民に対する普及啓発で115件ぐらいあるんですね、住宅に太陽光発電を入れる補助が大体1件当たり10万円ぐらいですけど、そういった対応を町としては、これは国の事業ですから、国からいただいた補助金を町民の皆さんにやるということをまずやっておりますし、それからこの役場庁舎や文化センター、小・中・幼稚園に対しても、太陽光発電を入れて災害対策に対応しようではないかということで、当然やらさせていただいております。

さらには今、お質しのあったワークジャパンのところの、これNREというアメリカが資本である会社が入りまして、私のところにも実は相談なんかは来たんですけども、そういうことで連携して対応した事例もございますし、あと西大枝でもいろいろ今動きがあって、太陽光発電事業組合を作っているいろいろやられておりますので、そ

ういった部分とは、しっかりと連携を図るということで、対応させていただきたいと思っております。

ただ、ベースはあくまでも国と事業者、そして民間の皆様方が連携されて対応されたものについて町もしっかりと連携してやっていくということは、これはありかなと私自身も思っています。そういった観点から熟度が増せば、そういった熟度の中でそういった事業者等々との連携を図りながら、町としてもしっかりと導入を図っていくということは、今後方向づけとしてあるのかなと思っておりますので、そういった意識で対応していきたいと思っております。

ただ、ベースはあくまでも国の政策にのっとして、国が幾らか金を出すと、町単独でできるものではないので、国のエネルギー政策全体の中で県があり、町があるということでございますから、そういった観点からしっかりと今後は意識をしながら、この自然エネルギーをいかに使えるかを念頭に置きながら対応していければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） この自然エネルギーによる発電事業は、通告書に書いたとおり、一石二鳥どころか五鳥も六鳥も七鳥ものすばらしいいろんな効果がございます。

国見町には、かつて養蚕地帯であったその経営の安定のため、阿津賀志山に稚蚕飼育のための共同桑園を作り、経営の拡大と安定に大きな役割を果たした場所がございます。町では、その後、この地を利用して行者ニンニクや蜂蜜作り事業等を行いましたが、桑園全体の面積はどのくらいあるのか、そしてまたその後の状態や現況はどうなっているのか、産業振興課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

大木戸字土平の昭和40年代前半に農業構造改革事業として農地造成をされました桑園でございますが、面積につきましては、一筆の面積が11万3058平方メートルということで、11町歩くらいで、そのうち桑園として比較的平らな部分4万3000平米でございますので、4町3反ほどを活用して農地を造成した経緯がございます。

それと、もう1カ所、大木戸字阿津賀志山三に、面積が約1万1000平方メートルですので1町歩ちょっとでございますが、そちらにつきましても、農地造成をして桑園として活用していた経緯がございます。

それで土平につきましては、議員お質しのとおり、養蚕業の衰退等に伴いまして遊休農地化してございまして、現況につきましては原野化、そして一部は山林化をしている状況でございます。

それと阿津賀志山三につきましては、平成22年、耕作放棄地等の再生事業を活用しまして、現在事業者と使用賃貸の契約を結びまして、先ほど議員おっしゃられたとおり、蜂蜜を作るための菜の花の栽培をしたり、行者ニンニク等の生産をしている状

況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 自然エネルギーによる発電事業を通告して、そしてその跡地の利用を私が今述べましたが、何でこの桑園の質問をしたかという、恐らく町の人みんな、数多くの人たちはわかっていると思いますけれども、私が議員になった当時まで利用しております。しかもその会長は、私たち先輩議員の宍戸三郎議長でございました。よって、しょっちゅうあそこに行っていますので、私も愛着があるのですけれども、ただいまの課長の話では、今は桑の木も林になっているという答弁でございました。私はあの勾配なら、しかも全て南向きに位置するすばらしい方向でございますので、太陽光発電をするにはもう最適な場所ということで質問をしたわけでございます。

それから、しかも今、答弁で見ますと、10町歩以上の土地があるということなので、恐らくメガソーラーシステムで数百戸以上の電気が賄える発電ができると。それを町でやるか、あるいはまた業者でやるかは別問題ではございますが、ただ、町が中心になってその方向を出すことは必要であり、しかも浜通り、会津地方の喜多方を中心にただいまご当地エネルギーで、ある酒造会社の社長の佐藤さんがやっていますけれども、その発表を聞いてみますと、やはりそのバックには町の自治体があったという話を聞くところによると、国見町もぜひこの土地を生かすべきかなということで質問をしたわけでございます。

それで、その私はバイオマスのお話をしましたけれども、あそこにある桑の木がもったいないのですよ。と同時に、9月の議会でも質問ありましたがけれども、国見地内の山林が、昔は山林はまきに使うため定期的に手が入ったのもってきましたけれども、その需要がなくなって荒れております。やる人もいなくなっております。そういった荒れ放題の山地や、あるいはまた国見町は果樹園地帯になりました。毎年剪定しなければ果物はとれません。その剪定枝も、放射能の関係で今、畑の寄せに積み上がったりにして処分できなくなっております。これも処分できるようになってきましたが、それを処分する人が今度は必要になってきます。農家がだんだんと少なくなり高齢化するときには、こういった農家から出る産物を利用してバイオマスの原料に使えます。

それから、国見町では、ほかのまちにない下水道から出る汚泥がございまして。その汚泥を使って発電する様子を国見の議会は視察、研修をしております。そういった環境にある国見町では、これから太陽光発電とあわせて、バイオマス発電は有力な資源の利用と同時に町おこしになる大きな材料というか、課題だと思っております。

また、私が生協のトップをしていた当時から、国見町のオガライトを使っておりました。国見町には、そのほかチップ工場等のいわゆるそういった廃材を処理する能力のある工場が、かつては営業しておりました。

あるいはまた、除染組合を作って作業をなし遂げた今回の除染作業も町長の肝いりであって、町長の考えであって、大したものだなと思っております。そのことによっ

て、みんなでやるという仕事のできることを体で覚えた若い人たちがどんどん育ってきております。

自然エネルギーによる発電等によって、こういった次の時代のまちづくりのためにも、ぜひともこうした人、施設を利用できるようなバイオマス発電なり、太陽光発電の自然エネルギーの方向に持って行ってまちづくりをする必要があると思います。

熊本の市では、そこで発電したものを東北電力に売るのではなくて、町民に全部安く供給しております。そうすると、供給されたいわゆる市民全員が恩恵を受けるといようなシステムを作っている町村もございますので、よろしく検討していただきたいと思います。

昔から、仕事人が人を生み育て、そしてその人がまた新しい人を作ると言われております。除染組合を立ち上げて見事除染作業をなし終えた太田町長の理念と発想は、2期目の新しいまちづくりに必ず生かされるものと期待して、次の質問に移ります。

次の質問は、国際交流協会の関係でございます。

国際交流協会の設立についての質問でございますが、今から54年前、私は国からの推薦を受けてデンマークで2年間勉強することになり、そのことが私の人生に大きな影響を与え、現在に至っております。

日本では、今年度に入り、外国旅行者が2000万人を超え、4年後の東京オリンピックに向けてはますます増えるものと予想されます。

そこで、住民生活課長に質問いたします。

現在、結婚したり仕事の関係などで、町には何人の外国籍の人がいるのでしょうか。そしてその人たちは、町に住んでいる人たち同士で親睦団体や、あるいはグループを作って活動しているのでしょうか。その現況がありましたらばお答え願います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

現在、国見町内における外国人の数でございますけれども、住民生活課の戸籍の窓口では、その在留外国人に関する部分で対応しておりますので、外国人の国籍別の人員調査については、毎月数字として把握してはおります。

直近で、11月30日現在ですが、町内における在留外国人等につきましては男女合わせて69名でございます。

なお、質問の後段にありましたそれぞれの組織、あるいはグループ等々については、住民生活課としては把握してはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 私は、まず現在、国見町に69名もの外国の人たちが生活しているわけでございますので、その外国籍の人たちが国見町はすばらしい町だ、国見が大好きだと感じるまちづくりが大切であり、自分の親戚や友達、知人に、ぜひ日本の国見町に来てください、来て生活してみませんかというように感じてもらうのが大変だと思います。

町長は、「ずっと好きです国見町」をキャッチフレーズ、スローガンにして町政を執行していますがけれども、この発想もすばらしいことだと思います。この「ずっと好きです国見町」ということは、国見町に生まれた人たちは当然ですがけれども、国見町に結婚やその他でほかのまちから来た人たち、あるいはまた、外国から来た人たちにもそう思ってもらえるような町になることが一番重要ではないかと思っております。また、そう言ってもらえるまちづくりが町政の原点であると思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 国際化についてのお話しでございますけれども、まず私、今回5つの公約を申し上げておまして、国見町の未来に向けた維持発展をどうするのだといった場合には、やはり国見町は1万人の小さい町ですから、町のみでは生きていけないということを常に言っております。

したがって、関係機関、例えば国・県とか、あるいは近隣市町村とか首都圏とか仙台とか、いろいろと連携を図らないとだめだという話を申し上げておりましたし、今も申し上げております。そういった延長線上に当然、今、議員お質しの国際化の問題、つまりインバウンド、アウトバウンド等々の国際化の問題はあるかなと、私は思っております。

ただ、現在アウトバウンドの問題はなかなか国際情勢が厳しいと。ISの問題とか、あるいはアメリカのトランプ大統領もいろいろと今、話し出していますので、国際的には非常に厳しい状況があると思っておりますけれども、まずアウトバウンドが原点としてございまして、私も実は県におったときに、議員がおっしゃいましたように障害者のつばさとか、若者のつばさとか、いろいろと五、六回外国に行ってみまして、いろいろと体験してみました。その体験は非常に生きるかなという思いをしておりますので、それは非常に重要とまず思っております。

それと同時に、今度はインバウンドの問題でございますけれども、当然2020年にオリンピックが開催されますから、当然にそれに向けた対応をどうするんだという形になろうかと思っております。既に、私もオリンピック組織委員会とコンタクトをとっておりますので、そういった連携をする、そして道の駅につなげる。インバウンドについては今後非常に重要だと思っておりますね。2000万人、いずれ四、五千万人になると言われていますから、その方々をどう誘導するかということは、小さい1万人の国見町ですが、これは非常に重要な課題だと思っております。実は既に県とか国際協会、私は国際協会の事務局長と非常に懇意にしている友達なものですから、いろいろとコンタクトはとらせてもらって、動きはどうなんだということを聞いたりしておりますので、そういったところの連携をどのようにするか、非常に大切かなと思っております。やらさせていただきます。

ただ、大きな市は国際協会がいろいろできていますけれども、小さい町においては、なかなか国際化の問題で協会まで立ち上げてどうかというようなことなので、大体観光交流協会みたいなものがあるんですよ。その中に国際部会みたいなものを作っているケ

ースが多いので、まずは私は、後でも質問はいろいろあるのだろうと思うんですけども、観光レベルのものをしっかりとまずベースとして作って、その一環として国際化があるかなと思っています。その部会など設置するみたいなイメージが国見町型なのかなという思いはしておるんですけども、その辺は今後いろいろと関係機関と調整しながら対応したいと思っていますけれども、国際協会あたりといろいろ県に聞いた中では、そんなところが小さいまちでも結構あるようであります。ですから、そういった観点からの対応などがある意味では望ましいかなと、私の頭の中はそうなっていますけれども、今後皆様方、いろいろと関係機関がございますから、商工会もある、あるいは先ほど69名がいるということでございますから、そういった方々がいろいろと団体に入っていらっしゃるのでしょうから、そういった方々と十分調整しながら、連携しながら、何が望ましいのか、どういったスタンスが望ましいかを含めて、今後鋭意検討していきたいと思っています。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げました交流連携の延長線上に国際化はあると思っていますので、そういった意識で私自身もしっかりと対応してまいりたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） あえてもう一度申し上げたいと思います。

個人では大変でございますので、やはり一人一人ではなくて、グループとしての活動が必要だと思っています。今、町で生活している外国生まれの人々がやっぱりグループ活動やら、あるいは親睦を中心とした活動でもいいですから、そういった場を作って、友人や知人に国見町で生活してみませんかと言われる環境作りが必要であり、そして一人でも多くの人に国見町に来てもらうことが大切であると思っています。婚活事業にもつながる問題でありますので、あえて触れたかった次第でございます。

また、新聞報道では、中島村では中学生の修学旅行は外国でやると。しかもまちで助成をするのだという報道の新聞がなされておりました。ただいま私が取り上げた各まちの国際交流協会で、実は保原町にもできております。その保原町は、今では伊達市なんですけれども、オーストラリアに、隣の桑折町ではアメリカに中学生を派遣して外国体験をさせる交流をしております。また、飯舘村の菅野町長は、県の青年のつばさにあやかっ、かあちゃんのつばさ、主婦のつばさを行って、まちおこしの原点にしております。それからもう一つ、この前の新聞で、郡山では市長とともに台湾に旅する会を作って、60人ほど集まって実施するという報道がなされております。

私は、福島県国際農友会を設立した何人かの1人でございまして、役員もしております。そのために、国見町からも多くの海外研修生を送り出し、帰国後、農業に取り組んでおります。県の農業賞を今回黒田武君が受賞しましたけれども、その前に佐藤昭元君も受賞しております。あるいはまた、町会議員の村上一君もやはり海外研修生の1人でございます。こうして各地区で今、活動の中心になってやっているのは、国見町から助成をいただいて海外に研修に行った仲間でございまして、今、国見町の

農業の中核として働いておられるのも、その仲間でございます。

これからも、こういった組織の中で海外の研修をさせながら人作りすることが大切であり、国見町にも、国見町でやるのは大変だと思いますので、国際交流協会みたいなものを作って、そして町で指導しながら一つの活動をやっていくという方向が考えられますけれども、町長、いかがでしょうか。あるいは関係課長でもいいです。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

市町村国際交流協会についてのお質しと思いますが、海外派遣を実施している交流協会は市が主になりますが、福島県の国際課で資料を公表してございます。それを見ると、5団体となっています。さらに、市町村が主体的に海外派遣を行っているところが18団体と公表されてございます。多くは姉妹都市との縁で実施をされていることですが、ただ昨今、やっぱり海外の安全事情等の変化により、派遣を中止する例もあると聞いてございます。町が主宰をする海外派遣につきましては、財源とか安全性も当然考慮しなければなりません。議員お質しのとおり、主体的に実施することは、なかなか難しいものと考えてございます。

ただ、国や県、あるいは公益的な団体により国際交流へ参加する等の場合につきましては、これまでの実績に基づき支援をすることは可能だと考えてございます。その上で、国際交流協会の件につきましても、先ほど町長が答弁したとおり、さまざまな方々との意見交換、あるいは熟度の中で進めていくものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 最後に、歴史まちづくりの具体策についてお尋ねいたします。

この問題は6月議会をはじめ、各議員から質問されておりますが、この前の新聞で国交省は、高速道路を走っていて道の駅に途中で近くのインターからおりて、そのインターに戻って走った場合は、追加料金、あるいはそこでストップ料金ではなくて、そのまま認めるといふ新しい高速料金と道の駅の連携の意見を発表しております。

それで今、国見町では、そうした道の駅を作ってやろうとしておりますのですが、その際、やはり高速道路を出てきたときは、道の駅はここにありますが、こっちの方向ですよという案内板が必要だと思うのですけれども、この問題は6月、あるいは3月議会から取り上げて各議員が質問しています。まだ具体化しておりません。

私は今回の歴史まちづくりの中で4つ挙げておきました。

1つは、中尊寺ハスの周辺の駐車場とトイレの問題、それから、阿津賀志山展望台を中心とした展望台の整備、それから、今言った案内板の整備。桑折では、昔の郡役所のPRのために4号線にもそういった案内板を作っております。それから、奥山邸周辺の整備の4点について取り上げております。

課長で結構でございますから、これほどまで議会で心配しているのに、まだ動き出す気配が見えないのですが、どう町で考えているのか伺います。

議会事務局長（羽根田孝司君） 八島議員、持ち時間あと5分です。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 案内板についてのお質してございますが、案内板につきましては、道の駅に関係する部門につきましては、国土交通省が国道4号線には、上り線下り線ともに3カ所ずつ設置をすることになってございます。あわせて、県道浪江・国見線、さらには白石・国見線、あとは国見インターチェンジの出口につきましては、これも国土交通省で県の許可をいただいて設置をすることになってございますので、国見町といたしましてはメーンの入り口、上り線側のところに1カ所を設置をする予定で考えております。

あともう1点、桑折の郡役所入り口のお話でございますが、これ以前に国交省からお話をいただいております。ただ、国見町の4車線の拡幅が全て終わっていない状況もございますので、それにあわせて信号機の移動とかそのような状況もございますので、それにあわせて新たな役場入り口とか文化センター入り口とかという固有名詞は今後検討いたしますが、そういった内容で今後設置をし、進めていくということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

歴史まちづくりに関しての部分について、私から答弁をさせていただきます。

まずは、中尊寺ハス周辺の整備、特に駐車場、トイレということでご質問がございましたが、この場所につきましては、歴史を時間軸で感じることができる希有な場所だと考えてございます。現在、駐車場、トイレ、あるいはガイダンス機能を備えた歴史公園として整備ができるよう、専門家を交えて文化財と周辺整備の基本計画の策定を進めているところでございます。そのように現在進んでいるということで、ご理解を賜ればと思っております。

それから、阿津賀志山展望台の整備の件でございますが、現状が阿津賀志山防塁の国史跡指定範囲ということで、現状での建てかえは困難だと認識をしてございます。長寿命化などを図るなど方策について今後検討していくということで、ご理解を賜ればと思っております。

それから、奥山家周辺の整備の件につきましては、奥山家周辺の部分につきましても、藤田市街地の形成、あるいは藤田町の発展に多大な影響を与えたということを経済まちづくり計画で触れております。このため、奥山家周辺の建物を活かした修景の整備をすることで考えてございますが、具体的な事業の基本計画、あるいは実施計画につきましては、これからになってございますので、まずは下二重堀の歴史公園化の整備を行ってからの部分とご理解をいただければと思っております。

なお、歴史関係の説明書き、案内板につきましては、それぞれ歴史まちづくり計画の中で事業を行うと記載をしてございますが、これも補助、交付金を活用することになりますので、年次的に計画をしていくことになると考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

13番（八島博正君） 以上で、質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、1番松浦和子君。

（1番松浦和子君 登壇）

1番（松浦和子君） 平成28年第5回定例会にあたり、通告いたしました内容に従い質問させていただきます。

質問に入ります前に、太田町長におかれましては、このたびの町長選挙において無投票で当選されましたこと、誠におめでとうございます。2期連続の無投票当選という結果は、町民皆様からの全幅の信頼と期待のあらわれであると思います。復興大使でございます市川由紀乃さんの紅白歌合戦初出場のニュースは、2期目のスタートに花を添えてくださいました。どうぞ健康に十分ご留意され、国見の未来へのトップリーダーとして、さらなるご活躍をご祈念申し上げます。

それでは、質問に入ります。

「道の駅国見あつかしの郷」の建設も順調に進み、オープンを楽しみにされている町民の声が多く聞こえるようになりました。そんな折、町民の数人の方々からの情報で、阿津賀志山山頂のツツジの枝が無残に切られ、見るにたえない姿になっていると知り、私も行ってみましたが、その姿に唾然といたしました。

そこでお伺いします。

6月の定例会の一般質問で、阿津賀志山山頂を以前のように見晴らし良く整備することが喫緊の課題であると申し上げました。その際、有識者の意見として、観光スポットというだけでは人は来ないと回答をいただきましたが、私はそうは思いません。町民をがっかりさせてまで、ツツジの枝をあそこまで切った理由をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 1番松浦和子議員のご質問にお答えいたします。

阿津賀志山山頂のツツジの枝の刈り払いの理由についてのご質問であります。生活圏の森林の除染として実施したものであります。

阿津賀志山山頂には展望台もあり、町内外から訪れる多くの方々が放射線による健康への影響を心配することなく、眺望等を楽しんでいただくための除染であります。

枝の刈り払いの程度につきましては、訪れる方々の安全・安心を第一に考えまして、空間線量率を極力低減させるためのものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 生活圏であり、線量が高いという、安心して行っていただきたいという考えだと思いますけれども、私が集めた情報では、山頂の線量は0.23以下であり、あそこまで切る必要はなかったと聞きましたが、この情報は事実かお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） お答えいたします。

除染の実施に際しまして、除染前、除染後のモニタリングを実施してございます。

その結果について申し上げます。

測点数19点の平均で申し上げますと、高さ1メートルで除染前毎時0.24マイクロシーベルトであったものが、除染後毎時0.21マイクロシーベルトとなりまして、低減率が12.5%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 際どい数値であったということだと思いますけれども、私はこの質問の冒頭で町民の方からの情報と申し上げましたが、ここがとても重要なところになると思います。町民の皆さんがいかに関心が高いか、興味を持って見ているかです。

昭和54年には県で不認可になりましたが、昭和56年に阿津賀志山防塁が国の史跡に指定された際、文化庁は、防塁が阿津賀志山山頂から一望できるとして、防塁と山頂をセットでならと認めたと聞いております。

また、石母田財産区と交わした土地賃貸借契約書があります。平成5年4月1日からの契約で、喫緊では平成25年4月1日から平成45年3月31日までの契約書となっております。借受人は町長職務代理者の副町長であり、賃貸人は石母田財産区管理者の町長です。この土地は、阿津賀志山山頂の土地4,950平米、駐車場の250平米を合わせた5,200平米です。土地賃貸借契約書には「厚樫山観光開発用地として、次のとおり土地使用の賃貸借契約を締結する」とあります。この流れからいっても、率先してできる整備ではないかと思えます。この契約書があるにもかかわらず、町は整備に消極的で、有識者の言葉には耳を貸しますが、町民の声にはどうも消極的な姿勢で、極めて残念に思えます。専門家の意見も時にはピントが合っているかもしれませんが、全国平均の情報でいろいろ提言されても、この町にはどうなのでしょう。

山の魅力はまず眺望であり、花木がその魅力を支えていると思えます。眺望だけでは観光スポットとしても魅力に欠けるとの回答が前回の質問でありましたが、以上のようなはっきりとした事実があっても、今までの姿勢を通しますか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

まず、この観光開発の前に、未曾有の震災と経験したことのない原発事故からの復興・再生を目指す国見町の将来を左右する総合的な計画づくりに関して、いろんな外部の意見を取り入れたということについてご説明をさせていただきたいと思えます。

この震災と原発事故からの復旧・復興、あるいは再生・新生、そのための国見町の重要で総合的な計画づくりには、まず町民代表だけではなくて、外部のまちづくり・人づくりのエキスパートの協力が必要だと判断をいたしまして、数々の委員会、あるいは検討委員会に参画をいただいたところでございます。

25年12月に策定をいたしました「1000年のまち。これから100年のまち

づくり基本計画」をはじめといたしました主要計画に携わった外部の委員の方々の選定基準に関しては、まずは女性を多く委員として登用するという、それは町内外の方々、女性を多く登用するという、そしてまた、無責任な評論家のような方ではなくて、実際に現場で住民と一緒に行動をして成果を上げていると全国的な評価を得ている方々をまずリストアップをして、委員としてお願いをしたところでございます。

また、この種々の計画を策定する中で、外部の委員の方からいろいろと教示をいただいております。これは国見町の町民が当たり前過ぎて、余りにも身近過ぎて、我々町民が気づかないだけで、実は国見は、素晴らしい資源が豊富で、逆にそれをもっと誇りに思って自信を持ったらどうなのでしょうかと、数多くの委員から同じようなご意見をいただいております。このような意見は、客観的に考えてみますと、我々町民だけの代表から成る委員会を組織した場合に、なかなか出されにくいような意見ではなかったのかと思っております。

そういった外部の意見と、逆に外部から意見をいただいたことで我々町民が再発見をするということ、例えばあんぼ柿であったりモモであったり、では、モモは国見で一体どんなところですか素晴らしいんだろうというところで、いろいろ資料をあたってみましたらば、町と村の部で国見町のモモの生産量は全国一だという、そういった情報にまず我々が気がつく。あんぼ柿はどうなのだろうといったときに、伊達市の五十沢であんぼ柿は盛んに生産をされておりますが、硫黄で燻蒸するといった技術を外国から持ち込んだ大もとのところは国見町の方々、あるいはそのゆかりのある方々だったといったこともございます。あんぼ柿発祥の地という名称を伊達市では使っているようですけれども、大もとのところは案外国見町だったりするといった、我々の身近にあるもので宝物に気がつくべきだというその教示をくださったのは外部の委員の方々に、それに呼応するように、町民もなるほどなといった思いがあったところでございます。

阿津賀志山の山頂付近の観光開発でございますけれども、ここについても「1000年のまち。これから100年のまちづくり基本計画」の中でも、まちめぐり、歴史めぐり、あるいは花めぐりといったその内容で、阿津賀志山の山頂も当然入っております。ただ、今すぐに阿津賀志山の山頂について観光開発ができるかということ、そこは、まず森林法の国の法律の縛りがございます。国の文化財保護法といった基本法がございますので、それらをうまく我々で理解をして、でき得るものは一体何なのかをきちんと精査をして、まず国見でやれるところを探していくべきなのではないかと思っております。

今回、ヤマツツジの枝の伐採に関しては、これは環境省の基準に基づいて原発災害対策課で行ったものではございますけれども、それとはまた別に、あの一帯周辺、町の森林計画の中でも、あそこは文化レクリエーションゾーンとして指定をしている森林でもございます。そういったことを勘案しながら、まずできるところからちよつとずつやっていくのが肝要ではないかと思っております。それについても、当然あそこ

は個人所有の土地もございます。石母田財産区ばかりではなくて、個人所有のところもございますので、そういった所有者との意見のすり合わせを含めて、うまい方向で持っていければ、阿津賀志山、そして二重堀、そういったよそに誇れる観光資源としてうまく使えるような方策を考えていかなければならないと思っております。

ただし、それには若干の時間を要します。阿津賀志山の観光開発に関して平成19年度だったでしょうか、コンサルが作った計画もございますけれども、これは国の基本法に照らし合わせると、なかなか合致しないところが多くございました。でございますから、それ以降の計画で、国の基本法で難しいのであれば、逆に難しいなりにうまくそれを活用して、観光資源として阿津賀志山の山頂、あるいは奥山邸、防塁、そのほか道の駅を核にした歴史めぐりの一つのコンテンツに作り上げれば良いのではないかと思ったところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 専門家から貴重な提言をいただいているという答弁をいただきました。

私が数年前、社会教育委員の会議の席上で、ニュータウンもでき、たくさん町外から移転してきて新しく国見に家を求めてきている方がいらっしゃいます。その方たちに、国見町に住んで、国見町のいいところとか、こうしてほしいとか、すばらしいところとか、ずっと長く住んでいる私たち町民が気づかないところを声に出していただいて、広報などで掲載していただいたらどうでしょうか。それもまた国見の一つのPRになります。ニュータウンがたくさん残っている、まだ売れずに残っているころでした。そういういろんな会議で、恐らくいろんな提言が町民からも出ていると思います。確かに専門家の皆さんはすばらしい研究をされて、それを持ってくるわけですから、当然のことだと思いますが、やはりこの国見町に住んで、また新しく来たそういう方たちの気づきというのものも、大事にさせていただければと思います。

阿津賀志山が町のシンボルであるということは、町も町民も認めるころだと思います。私が6月の一般質問で申し上げましたとおり、阿津賀志山の整備を早急に実現して、町内外の人たちが集う場として、町の活性化の一助となっていくことを強く望みます。

時間がかかるということでしたけれども、やはり再度の検討に期待して、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

町長は交流・連携を強く呼びかけておられます。観光も重要な施策に掲げ、あらゆる行動を起こされておられます。来春オープン予定の道の駅国見あつかしの郷の成功に向けての町長の思いを一番身近で感じている皆さんが、どう理解しているのかではないでしょうか。

道の駅を核とした観光スポットとしての阿津賀志山との連携に配慮すべきではなかったかと思いますが、先ほどと重複の答弁になるかと思いますが、改めてお伺

いたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

来春、春にオープンを予定しております道の駅国見あつかしの郷と国見町内のいろんな観光資源、その中でも特に阿津賀志山の結びつきをどうするのかというお質しでございます。

これは、この道の駅の運営の中でもいろいろと協議をしているところがございます。

まずは、先ほども申し上げたとおり、道の駅を核にして国見町内をめぐってもらうコースづくりなんかも今、案として出ております。この案も、我々事務方ばかりが作るのではなくて、実際に試験的に昨年度から実施をしております、くにみしゅらんという事業であったり、あるいは応援団ツアーであったり、そういった中に、まず観光資源となり得るような体験型のコースを入れております。

また、今年度におきましてはヤングカレッジであったり、旅行の情報誌を発行しているじゃらんという会社がございます。こちらと地方創生のお金を使いながら、町内の若い人たちと一緒に、国見町ではどういっためぐりがあるのかどうか、コースがあるのかどうかといったことをいろいろ協議をして、ワークショップをしながら、実際には自分たちの作ったコースを歩いてみるという実験的なこともやっております。

そういった、まず外部の方々ばかりではなくて、実際に町内に住んでいらっしゃる方々、特に若い方々、最近であれば小学生、中学生も町に対して意見の提言がございました。あれは、町民が自ら自分の住んでいる町の良さを再確認をして、コースづくりをして、町外にアピールをするといった取り組みにもようやく着手をしたところでございますので、行政が主導でやる分もそれは当然大切ではございますけれども、そうではない一般の方々にも行政の考え方をフィードバックをして、理解をしていただいて協力をしていただくという筋道でいけるのではないかと、ちょっと明るい兆しが今、見えてきたところでございます。

道の駅は皆さんの道の駅でございます。町のものではございません。そこを利用する方々のための道の駅でございますので、そういった民間的な発想をうまく取り入れながら、施設を核にして活性化して、道の駅を出発して国見町内をぐるっと回って、また道の駅に戻ってきてちょっと一休みをしてもらう。おしゃれなカフェができます、ちょっとこの辺にはないようなレストランもできます、あるいはバンケットも道の駅の中には設けることになっております。そういったさまざまな休憩場所としても道の駅を使っていただく、そしてまた国見の良さをそこでまた再確認をしてもらう、そういった経営上の観点からも、かなり有望なものではないかと思っています。

ただ、実際に今まで町が主導的にやってきたことではございますけれども、それがようやく町民の方々、まだまだ小さい輪なのですけれども、徐々に広がりが見えてきているように思っておりますし、またそれをもっと大きな輪にして、今でいうと、どうも点と点がなかなか結びつかない、線になっていないところも若干ございますけれども、点と点を線にして、線を今度は結びつけて面にして、今度は国見全体を大きな

情報の発信基地として外に発信ができればいいかなと思っております。

道の駅と町内の観光スポット、それを結びつけるのは町民の皆さんでありますし、その拠点となるのは道の駅でもあろうと思っておりますので、うまく2者間、3者間の連携をとっていきながら、情報発信をしていければいいかなと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 町民の生の声と向き合う姿勢が足りないのではないかと思っておりますが、小さな輪ができて、たくさんの町民の方からの意見をいただいているというお話、その点と点が早く1本の線になるように願っております。

町長は、1期目のときに「オール国見」「みんなみんな」という、とても素晴らしい言葉を私たちに発信されました。その言葉は、2期目もしっかりと生きている言葉だと思っております。町民は今、まちづくりに非常に高い関心を寄せております。町長の思いが浸透してきたあかしではないかと思っております。みんなみんなで心一つに前進していきたいと思っております。

次の質問に入ります。

10月15日に国見小学校の学習発表会が開催され、国見の宝である子どもたちの頑張る姿に感動した1日でした。特に私が驚いたのは、6年生の総合発表でした。

「つながり」をキーワードに、町の将来について調査研究した成果を堂々と発表いたしました。子どもたちの素直な考えで問題点や提案など、6年生の視点でしっかり見詰めた実に素晴らしい内容でした。この発表の中には、国見町の将来に向けた子どもたちの夢がありました。

子どもたちが将来住み続けたいと思えるような、まちづくりへの取り組みをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

まずは冒頭、松浦議員から、2期目に対しまして心温まるお言葉をいただいたということでございます。まず、感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

その上で、質問にご答弁をさせていただきます。

国見小学校の子どもたちの提言を受けての町としての取り組みについてでございますけれども、実は学習発表会がありまして、その後11月26日でもございましたけれども、教育フォーラムがございまして、そのときにはさらにバージョンアップして発表がなされたところでございます。

この取り組みは、地方創生総合戦略、あるいは第5次振興計画後期計画の策定に向けて、桜の聖母短期大学との学生、本当にいろいろご苦労いただいておりますとの連携事業で実施をしたものでございまして、この国語の授業の中で、こういったことも含めていろいろと対応しておる状況でございます。

子どもたちの提言はいろいろありました。本当に素晴らしい点がいろいろありまし

たけれども、その中で私、こんなところが実現できるかなというところがありました。例えば見どころいっぱいバスツアー、バスツアーは今もやっておりますけれども、先ほど阿津賀志山の話とか観光の話もありましたが、そういったところをいかに回遊しながらどうするのだというご提言だと思いますので、道の駅を拠点にするとか、あるいは国見町全体の周遊をどうするかとか、そういったことを意識する形での見どころいっぱいバスツアーがいいのではないのかというご提言をいただきました。

それから、環境を守る「道の駅オリジナルのエコバッグ」を配布したらいいのではないですか。これも今後道の駅ができますからエコバッグ、なるべく物の低減をするという意味でも非常にすばらしいご提言でありますので、こういったものを十分意識したいなど。

あとは、スイーツマラソン大会の開催。国見町でも当然体協を中心に駅伝なんかやっていますし、あと、そのほかにも大会がございますので、そういった中で、例えば福島駅伝などにも国見町のものを出して、休憩所でどうだいというようなことも含めてという話もございましたので、そういったものが実現可能なものかなと思っております。そういったものはご提言の中で十分今後町政に活かしていきたいと思っておるところでございます。

それからまた、ヤングカレッジをしようということで、高校生、大学生も含めていろいろとお盆から入りまして、この前も私、ちょうど復興副大臣も来まして、私いろいろ対談なんかもさせていただきましたけれども、非常に復興庁でも支援をしている事業でございますから、そういったことなども含めて、今後鋭意対応していきたいと思っておるところでございます。

そういった中で、やはり子どもたちがいたくなるといいますか、実際国見町はいいよという、いたくなる町をどうするのだという形になるかと思っておりますけれども、いろいろと提言をいただいたことをしっかりと実行に移す、そのことは当然でありますけれども、と同時に、私はやはり私の公約5つ申し上げました。その中で、特に復興・再生だと思っております。しっかりと国見町は大丈夫だよ、安全だよと。先ほど阿津賀志山の話も出ていましたけれども、これもやはりしっかりと提言をすることが前提です。安全・安心だということがまず前提ですから、しっかりと復旧・復興をベースとしてやっていくということがまず一つあるのだらうと思います。

それから、魅力づくりだと思っております。現在、4大イベントとかいろいろ私やらさせていただいておりますけれども、国見町にいますとこういうことがあるのだなと、こういうことがすばらしいね、食があるよ、それから人もいるよというような魅力づくりをどのようにするかが大切かなと思っております。

それから、子どもたちをターゲットにしたさまざまな事業をどうするのだということだろうと思っております。ももたん広場をやっています、幼小中一貫イベントをやっています。それからキッズフェスティバルをやっています、ヤングカレッジも始まりました等々、子どもさんたちが実際に入ってきて、その事業を肌で感じることによって、国見町に住んでいるのだなと、国見町に助けていただいたなという思いをそこに伝え

ることだと思っんです。ですから、直接子どもたちが感じる事業をやらないとだめだと。はたで見ている形ではなくて直接やる。

まさにワークショップ、今やりました。6年生すばらしい発表ですね。自ら国見町をどうするのだということを考えるのです。そういったことが、私は今後住みたくない国見町につながるのかなと思っております。あとちょっと年齢上になりますけれども、婚活事業なんかも始めていますし、とにかく若い世代が、なるほどなど、国見町はすばらしいんだなという、その接点接点で事業化していくことが、私は重要だと思っています。オールラウンドの事業はだめなんです。個別にやはり最終的にやっていくことによって、子どもたちが肌で感じることによって、住みたくないというように感じになっていくのかなと思っておりますので、そういう意識で今後とも町事業をしっかりと立ち上げて、そしてまた子どもたちの意見を十分踏まえながら町政に反映していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくご支援のほどお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 子どもたちが就職や進学で町を離れることがあっても、生まれ育った国見が忘れられず帰ってきたくなるまちづくりは、私たち大人の責任であると思います。「町外から人が来るまち、見て楽しみ、食べて楽しむ、そしてつながるまち」、町長がおっしゃっている交流・連携そのものだと思います。道の駅国見あつかしの郷に予定している子育て支援施設「ママカフェ」を、子育ては地域で行うものだからという考えから、「つながるカフェ」に名称変更の提案には、6年生がこういう考えを持っている、こういう提案ができるということには大変驚きました。頼もしくも思いました。この子どもたちの「元気いっぱい夢いっぱい笑顔あふれる国見町」の建設に、私たち大人は真剣に取り組み、次世代に胸を張ってバトンを渡したいものです。

以上で質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

(午後0時09分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後1時00分)

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、5番佐藤定男君。

(5番佐藤定男君 登壇)

5番（佐藤定男君） 私からは、敬老祝金支給条例の見直しについて質問いたします。

敬老祝金は、平成7年に施行されました町の条例に基づいて、一定の対象者に支給されております。福祉政策として一定の効果を上げておりますけれども、一方で、近年の高齢化により対象者が増加し、財政負担も重くのしかかってきております。

そこで、敬老祝金支給の現状を踏まえまして、将来に向けたあり方を伺います。敬老祝金については全て一般財源で賄っているところです。

まず最初に、改めて今年度の支給対象者数と支給金額、また、金銭以外の給付もあればお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

国見町では、敬老祝金支給条例によりまして、町内に引き続き1年以上住所を有し、かつ9月15日現在で85歳以上の方に対して、1万円を9月中に支給しております。また、99歳以上の方に対しては、20万円をその方の誕生日に毎年支給をしております。

今年度は、85歳以上の方604人に604万円を、99歳以上の方には、これまで7の方に支給し、今後3人を予定しております。合計10人に200万円を支給する見込みとなっております。支給金額の合計は804万円となります。

また、金銭以外の給付では、敬老会におけます記念品といたしまして、数え80歳の方148人に2,000円相当のバスタオルを、88歳の方59人に2万円相当の米寿祝い記念写真を贈呈をいたしました。金額にして、合わせて118万円ほどになったところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 続いて、今お伺いしたことと同じ内容で、10年前、平成18年の状況をお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えします。

平成18年度の支給状況について申し上げます。

平成15年の条例改正によりまして、1万円の支給開始年齢を80歳から85歳に段階的に引き上げをしまして、平成18年度はその経過措置で、84歳以上の方400人への支給を行ったところでございます。また、99歳以上の方5人に20万円を支給しまして、支給額の合計は、合わせて500万円だったところでございます。

また、敬老会の記念品につきましては、数え80歳の方141人に2,500円相当のバスタオルを、88歳の方35人に2万円相当の記念写真を贈呈しまして、合わせて105万円ほどになったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 10年前と比べますと、やはり対象者の方は大分増えている実態を

知ることができます。近隣市町の支給対象者、金額等を見ますと、川俣町は国見町と同様、85歳以上全ての方に対して支給しております。1人あたりの給付額は、国見町、桑折、川俣ともに同水準となっております。

今後、対象者の増加が見込まれる状況におきましては、桑折町、伊達市のように、喜寿77歳、米寿88歳など、節目の年齢に支給するやり方に変えていく必要があるのではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えします。

近隣市町の支給対象者や金額につきまして調査をいたしましたところ、桑折町におきましては、77歳の喜寿の方に5,000円、88歳の米寿に1万円、100歳の方の誕生日に20万円、さらに、99歳以上の方には毎年2万円が支給されております。伊達市につきましては、88歳に1万円、100歳の方の誕生日に10万円の支給となっております。次に、川俣町ですが、85歳から89歳までの方に5,000円、90歳以上の方に1万円がそれぞれ毎年支給、また、100歳の方の誕生日には10万円相当の記念品が贈られている状況となっております。

このように、近隣市町の支給状況と比較しますと、国見町の敬老祝金の支給要件や金額につきましては高い状況にありますので、議員お質しの方法も含め、そのあり方について検討させていただきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 今後の検討課題ということでございますが、もし節目の年に支給するようになれば、当然、支給総額は減ります。支給をカットしただけでは該当者の不満もあるかと思いますので、そこで、減額になった分の幾らかを私は子育てや教育のための資金に回したらどうかと考えます。

減額となる金額をイメージするために申し上げますけれども、例えば現在と同水準の金額といたしまして、ことしの10月の国見町の方の77歳の方は116人いらっしゃいます。そして、88歳の方が75人いらっしゃいます。それぞれ1万円ずつ支給いたしますと、合計して191万円です。先ほどの町からの回答によりますと、99歳未満では今年度の支給総額604万円ですから、差し引き413万円減額となります。金額では現状より6割以上削減されることとなります。

これは、これまで支給対象だった人にしてみれば、支給を打ち切られることは残念な思いであると思えます。しかし、減額となった分の幾らかが孫世代の何らかの役に立つのならと理解を得ることもできるのではないのでしょうか。このことについて所見を伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

本町の敬老祝金は昭和51年に条例化され、それ以来、数度の改正を経まして現在の支給の基準となっております。

この間、高齢化の進行は著しく、支給金額も年々増加しまして、今年度は祝金と記念品を合わせまして1000万円弱で、10年前の一、五、六倍になっておるのが現状でございます。確かに、財政負担が非常に高くなっておるということはお質しのとおりかと思っております。

また、近隣市町の支給基準に合わせましても、比較的高い水準になっているということでございます。今後、この町の敬老祝金どうしていくんだというご質問だろうと思いますので、改正するしないということではなくて、やるやらないということではなくて、やはり敬老祝金としてのあり方は何ぞやということベースから、もう二、三十年たっておりますから、そういった検討をする土俵作りをどうするんだということ、私もある意味で必要なのかなと考えております。

ただ、その際、この敬老祝金だけ特出ししてどうするんだということではなくて、もうちょっと広い視点で、高齢化全体の政策がどういう形で行われているのかと、その枠の中で敬老祝金の位置づけは何ぞやということをも十分検討していく必要があると思っております。個別の問題で議論することは私は避けたい。どちらかという、もうちょっと広い視点で、今、佐藤定男議員のご質問にありますように、高齢化の支援等もありますよね。そういったもう少し広い視点でどうなんだということ、ベースからやはり検討していくことは必要なのかなと思っております。これは、福島市でもやっております、そのほかの市町村でも結構今やっていますから、その土俵に着くこと自体は、やはりこれはしかるべきかなと思っておりますけれども、その際には、やはり近隣市町との状況とか、あるいは高齢者団体、社会福祉協議会、寿クラブとかいろいろございます。そういったところの意見を抜きにしてはできないこと、ございますから、そういった方々とのコンタクトを十分とりながら、敬老祝金とは何ぞやと。その敬老祝金を寿クラブにその生み出したものを回すとか、いろいろあるんだろうと思うんですよね。

ですから、そういったことをベースから検討していく土俵作りを来年度以降やっていく必要があるかなとは考えております。その辺から突破口にして、議員の皆様方のご意見もいただきながら、条例化ですから、議員の皆様方の意見を聞いてやっていかなくちやならない重要な部分でありますから、土俵作りはしながら今後どうするんだということ、やるやらないは別として、そういうことを視点にしながら、今後十分検討しながら対応していくというあたりが私、今ここで答弁できる内容かなと考えておりますので、土俵にお互いに着きながら検討していくことは私は必要だと思えますね。何十年も来ているわけですから。ですから、どうなんだという議論をお互いに醸し出していくということですね。そのことは必要かなと思っておりますので、今後、ぜひ対応していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいま町長から答弁をいただきました。

高齢者福祉につきましては、町長おっしゃるとおりで、大きな枠の中で捉えていく

べき問題だと私も思います。ただ、今回は祝金のことについて、一つの考え方を私なりに申し上げました。

ここまで質問してまいりましたけれども、私におきまして、高齢者がこれまで社会の発展、地域の発展に力を尽くされてきたことに対して深く敬意を表するものがあります。そして、敬老祝金を含めました高齢者の福祉のいろいろな制度が、有効に運営されることを願っております。

以上で、質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、2番村上 一君。

（2番村上 一君 登壇）

2番（村上 一君） 12月の定例会の一般質問について、通告に基づき質問いたします。

まずは、太田町長におかれまして、さきの選挙で見事無投票当選になりました。ここにお祝い申し上げるとともに、引き続き、町のリーダーとして国見町発展のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

公共施設の状況について。

人口減少に伴い、町における公共施設のあり方も今後変化してくるものと思われまします。まず、国見町の公共施設の利用状況について伺います。

1つとし、各地区の中央集会所の利用状況についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 2番村上 一議員のご質問にお答えいたします。

町内においては、4地区に設置しております中央集会所の利用状況であります。昨年度、平成27年度における利用者数についてご報告いたします。森江野町民センター5,880人、大木戸ふれあいセンター280人、東部高齢者等活性化センターが2,632人、小坂農村総合管理センターが6,522人となっており、4施設合計で1万5314名、月平均にしますと1,276名の利用状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 今、答弁にありましたように、各地区にある集会所は、ある程度利用されている状況であります。森江野についても体育館は、ももたん広場、あと保育所跡地は農産物加工施設として利用されておりますが、以前、森江野小学校で利用していたプール、また浴室、野外の遊具などは現在利用されておきませんが、今後それらを整備して利用する計画はあるのか、伺います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 質問にお答えいたします。

現在、森江野町民センターに設置してありますプールにつきましては使用しておりません。つきましては、除却についてこれから検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 次の質問に入らせていただきます。

公共施設に水辺の小楽校がありますが、その利用状況についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

水辺の小楽校につきましては公共施設という位置づけでございますが、これにつきましては、国土交通省が平成の大改修時におきまして、その整備を図った施設であるということでございます。その第1の用途につきましては、台風などの豪雨により阿武隈川の水位が上がったときの非常時の遊水池、親水池としての機能であるということでございます。災害がないときには、その2次利用ということで、水と親しむ空間として整備されたもので、これにつきましては国見町以外にも各町、市等にも設置をされております。

しかしながら、議員ご承知のとおり、東日本大震災における敷地内の陥没、さらには原発による放射能被害もあったことから、現在は閉鎖をされている状況になってございます。ご存じのとおり、震災以前につきましては小学校児童・生徒、森江野小学校も統合前でもございましたので、その課外学習などで訪れていた状況もございましたけれども、現在は統合となって、児童の課外学習にも利用できる状況にはないものと考えておるところでございます。

したがって、これにつきましては管理者でございます国土交通省と調整を行いながら、今後の使用については検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 水辺の小楽校というのは、やはり最初に阿武隈川の平成の大改修のとき、平成13年に開設され、広い敷地に緑地化されており、遊歩道も開設されて、最初のうちは利用がありましたが、現在利用されていない状況で、本年度秋には一部整備されましたが、もとの状態ではありません。水辺の小楽校には佐久間川があり、秋にはサケの遡上が見られ、白鳥の飛来もあり、子どもから大人まで水に親しむ場所であり、水辺の公園として有効に利用すべきと考えますが、所見を伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） ただいまのご質問でございますが、有効利用ということでございますけれども、管理自体は国の施設でございますので、その辺の部分につきましては国土交通省福島河川国道事務所と協議をしながら、今後の除染の進みぐあいや、施設の整備の状況の復旧ぐあいの状況を見ながら今後の進め方、国見だけでございまして、各小楽校ございまして、国も順次、いろんな整備を進めているような状況にございますので、それを含めて、その進捗状況を見ながら国と相談してみたいということで、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 水辺の小楽校のところには公衆トイレがありますが、その利用状況について伺いたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

水辺の小楽校のトイレの使用状況でございますけれども、正確に使用人数をカウントはしてはございませんので、水道の使用量で換算をしてみたいと考えておりますが、平成27年度でございますけれども、1年間で18立方メートルの使用となっております。これを単純に1日あたりに換算いたしますと、約50リットルの水が使われておりますので、大便時の洗浄、手洗いの水量を鑑みますと、恐らく、多くても1日1人か2人ぐらいの使用しかしていないのかなと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） あそこの水辺の小楽校のトイレというのは、前には利用されておりましたが、現在あの敷地内は立入禁止となっております、この間そうやって見てまいりましたが、清掃作業も行われず、使用のできない状態ではないんですが、利用できない状況にあることは確かであります。

では、次の質問に入ります。

今後の整備を進めるに、公共施設はどんなものがあるか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

今後整備を進める公共施設はとのお質しでございますが、大きなもので、近いものがございますけれども、地方創生事業を活用いたしました農業ビジネス訓練所の計画がございます。これは6次化を進めるにあたりまして、大もととなります第1次産業である農業の担い手の育成、さらには地元農産物としての野菜を中心とした多目品種栽培農場の支援を目的としたものでございまして、栽培された農産物につきましては道の駅に出荷・販売を行う計画となっております。

町の基幹産業であります農業の持続的な振興・発展には必要不可欠となっております、そうした位置づけの中で整備を計画しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 歴まち計画などで設置するものがあると考えられますが、一方では、行政コストを削減するための公共施設の統廃合も現実に検討すべきと考えます。町としての計画はあるのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

国見町におきましては、社会的ニーズに対応するために、昭和50年代から平成にかけて、多くの公共施設、農道・林道・町道、下水道などのインフラ整備もあわせて積極的に取り組んできたところでございます。

しかしながら、この時期に整備されました公共施設につきましては、既に相当の年月がたっているということでございまして、施設の老朽化をはじめ、人口構造や社会的ニーズの変化がございまして、多くの課題が出てきている状況でございます。

今後、少子高齢化が進みまして、人口の構造が大きく変化するというところで、町の財政状況がより厳しさを増すことが十分に予想されるところでございます。老朽化によりまして、改修あるいは改築時期を迎える多くの施設について、今後どのように対応していくのかでございまして、公共施設そのものをどうすべきなのかも検討しなければならない時期に来ているところでございます。

現在、国からの通知によりまして、公共施設の戦略的な維持管理、更新等に取り組むことで、町民の皆様の安全・安心の確保、中期的な維持管理、更新に係りますトータルコストの削減、そして予算の平準化を実現するための中期的な取り組みの方向性を明らかにいたします計画として、平成28年度中には国見町の公共施設等総合管理計画を策定することとしているところでございます。

なお、今後、施設の具体的な再編も含めました個別計画につきましても、文教施設整備基金等の活用も含めまして、平成32年度まで順次策定をしまいる予定となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 人口減少の時代であり、利用頻度の低いものや古いものを適正に処理していくことも大事だと思います。計画に基づき、費用対効果を検討して行政コストを削減を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

町のPRについて。

町では著名人に対し、町の応援大使をお願いしていますが、具体的な効果があるか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

まず、村上 一議員におかれましては、本当に2期目に対する心温まるお言葉を冒頭にいただきました。感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。その上で答弁をさせていただきたいと思っております。

国見応援大使の効果についてのお質しでございますけれども、議員ご承知のように、今年度から国見応援大使の委嘱をしております。現在まで、ミュージカル俳優の沢木順さん、それから演歌歌手の市川由紀乃さん、それから分とく山の総料理長の野崎洋光さん、それから歌手のふたりさん、あと先般、ジャズピアニストの木住野佳子さんの5名に現在お願いしておる状況でございます。

委嘱にあたりましては、報道各社との連携で、地元紙はもちろんでございますけれども、最近、この応援大使等々についてはスポーツ紙がいろいろと発表していただけているというようなことで、取り上げていただいて、その都度国見の発信に、これは非常

にまず役立っているなという思いをいたしております。

また、応援大使に対しましては、名刺とかはっぴ等の交付を行ってございまして、口コミで全国のPRを折あるごとにお願ひしたいという話をしてございまして、刹那刹那でいろいろと対応していただいておりますかなと思っております。

近々では、先ほど松浦和子議員の話からもありましたように、市川由紀乃さんがNHKの紅白歌合戦に出場するというので、地元紙に結構大きく取り上げられて、くにみ応援大使を務めているんだよということも書かれておったことも含めて、さまざまな面でこの応援大使、つまり著名人とのコラボは役に立っておりますかなと思っております。

今後、追加で5名程度の協定を結ぶ予定でございまして、さらに著名人とのコラボによりまして、国見町の知名度のさらなるアップにぜひつなげていきたいという思いをいたしております。当然、応援をいただいた震災復旧・復興含めて、いろいろと自ら真心を込めて国見町の応援をするという前提の方じゃないと私はやるつもりは全くないので、そういった真心ある方をベースにしながらこれまでやってきておりますし、今後もそんな思いでコラボさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今後、例えば応援大使になった場合に国見町で招聘するとか、そういったコラボもやって、その中でも当然、国見町でこんなことをやっているんだよというアップもあるということでございますので、国見町の情報発信、それから知名度のアップにも十分つながるものという認識のもとに現在進めております。今後ともそういった意識を十分ベースに置きながら、著名人とのコラボによる応援大使の利活用についていろいろと検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 次に入らせていただきます。

町をPRする上で、ふるさと納税は重要ですが、今年度、現時点での状況をどうなっているのかお伺いたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、本年度より町の特産品を全国に広く周知するため、返礼品の種類を増やすとともに、返礼率を最大5割とさせていただきました。

また、新たな取り組みといたしまして、インターネットのポータルサイトからクレジットカード決済でふるさと納税の申し込みができるということもさせていただいております。

11月末現在での申し込み件数でございますが、4,253件、ふるさと納税の総額で4384万円になってございます。前年度の総額が534万円でございますので、大きく前年度を上回っている状況でございます。これも、お返し割合を大きくしたこと、インターネットを利用してクレジットカード決済が可能となったことから、ふるさと納税のしやすさにつながったものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） ふるさと納税に対しての返礼品について、物品のほか、例えば道の駅の宿泊券や食事券、果実のオーナー制度、将来的には民泊クーポン券などを増やす予定はあるのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

返礼品について、国見町の特産品のほかに、道の駅の宿泊券や食事券など、品物以外の内容を考えてはどうかとご質問かと思えます。

議員お質しのとおり、全国各地地方団体におきましては、特産品以外にも宿泊券あるいは食事券など、特産品以外のお返し物を用意している団体もございます。

しかし、このふるさと納税につきましては、地方税法に基づきます寄附に対する特例控除でございます。返礼品につきましては、寄附された方の一時所得になりますので、総務省の通知には、ふるさと納税制度の趣旨に鑑み、誤解を招かぬよう、返礼品の価格あるいは寄附に対する返礼品の割合を表示しない、あるいは換金性の高いプリペイドカード、高額または寄附額に対して返礼割合の高い返礼品などは控えることという通知がございます。

議員お質しの趣旨につきましては十分理解をさせていただいているところでございますし、検討する必要があるとは認識をしております。特産品によります国見町のPRにつきましては、総務省のこういった通知に反しないように十分に調査をし、議員お質しの内容も含めて、今後検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 今後、町をPRし、観光客、交流事業を増すことによって、町も潤うと思われ、今後とも最大級の効果を発揮できるようにお願い申し上げます。

これで、一般質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、10番阿部泰藏君。

（10番阿部泰藏君 登壇）

10番（阿部泰藏君） さきの通告に従いまして、一般質問を行います。

水道料金の見直しと今後の課題についてであります。

本町の水道料金は、平成19年9月に福島水道企業団の本格受水に伴い、水道料金の値上げを行っております。国見町の水道料金は口径13ミリ、1カ月20トンを使用した料金は4,519円です。この料金は、全国水道料金の平均3,196円より1,323円高い状況にあります。水道料金の値下げについて要求するものですが、値下げを行うためには財源の確保が必要不可欠です。

財源は、次のことが考えられます。1つ、平成27年に企業団では受水費の値下げを行い、経費削減になっている。2つ目、水道事業の収益は過去5年以上、毎年2000万円以上の純利益を計上している。3つ目、水道事業では、5億円以上の預

金を保有している。4つ目、平成29年度から泉田簡易水道が町水道と統合し、収益が見込まれている。

これらの事業状況を踏まえ、水道料金の値下げを要求しますが、町の考えについて伺います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 10番阿部泰藏議員のご質問にお答えをいたします。

水道料金の値下げの検討についてのお質してございますが、福島地方水道用水供給企業団には当町も参画し、受水をしておりますが、平成27年に第4期財政計画を策定するとともに、そこで受水費が見直されまして、従量料金ではトンあたり8円の値下げが行われたものであります。また、企業団からの最大の受水先であります福島市におきましては、全国一高いと言われておりました水道料金を解消すべく、政治的な判断もあり、基本料金につきましては据え置かれたものの、従量料金につきましては値下げが行われたという流れでございます。

さて、町の水道料金につきましては、議員ご指摘のとおり、平成19年に摺上川ダムからの本格受水を機に見直されて以来、据え置かれております。料金につきましても、議員ご指摘のとおり金額でございますが、全国比較でいいますと、1,275事業体ございますうち、123番目という状況でございます。

水道事業につきましては、地方公営企業としまして経営をされております。これは、必要な経費につきましては、その経営に伴う収入で賄うように定められております。その料金の設定につきましては、給水人口の減少や、過去に簡易水道との統合をしている中での関連してくる老朽化した設備の更新など、さらには、今度新しく統合する簡易水道のエリアの新たな設備の投資が必要となってくるわけございまして、投資と今後の維持管理の費用の確保が最大の課題と考えておりまして、今の段階では現状維持をせざるを得ないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） これから先のことを考えますと、現在のところは値下げは困難だということなのでしょうが、しからば、どんな状況になれば値下げは可能なのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、費用については増大していく見込みを水道事業ではしてございます。料金を下げるタイミングはどういうところだというお質してございますけれども、これにつきましては料金収入が増えることが一番の下げる要因になるんだろうと考えているところでございます。そういったところを鑑みますと、今の段階では、値下げについては非常に厳しいという判断をせざるを得ないと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 近隣市町の水道料金が低い原因は、どこの市町でも福島地方水道用水供給企業団の受水費が高いから値上げをしたということが一つは言われていますが、実際はどうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

福島地方水道用水供給企業団を構成している福島市、二本松市、伊達市、川俣町、桑折町、国見町の3市3町でございますが、水道水につきましては、摺上川ダムを水源としたすりかみ浄水場からの浄水で賄っておりますのはご承知のとおりだと思います。全国の同様の企業団の供給単価でございますけれども、従量料金と基本料金を合わせた、ならしてのトンあたりの平均が98.92円というような中でございまして、福島地方水道用水供給企業団におきましては、受水費が88.17円と比較的低廉に抑えられている状況でございます。

しかしながら、各事業体の水道料金の設定につきましては、もともと地下水など豊富な水資源を抱えた事業体、国見町ではそういう豊富な水資源を持っていないわけでございますけれども、そういった豊富な水資源を抱えた事業体ほど安く提供できることとなります。我が町をはじめ、3市3町、水資源の確保に過去から大変苦勞してきた経過がございます。しかし、こういった事業体はダム本体や浄水場などの施設が必要となり、料金につきましては割高になっていく傾向にございます。また、一般的に給水人口が少ない団体ほど1人あたりの設備投資が大きくなるということになりますので、料金が割高となるところでございます。さらに、各事業体では、それぞれ持っている自己水源のための浄水場をはじめとする施設、設備の所有の違いに係る経費もございます。

そういったところから、それぞれの事業体での水の製造費用が異なっておりますので、単純に一概に比較できるものではないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ただいま答弁の中で受水費が88.17円という数字を伺ったんですが、この受水費は、そもそもどんなものが含まれているのでしょうか。例えば、摺上浄水場の人件費あるいはその維持管理費、そのほかにもろもろのものがあると思うんですが、例えばどういうものがあるのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

企業団では、議員お質しのとおり、もろもろの経費がのっているわけでございますけれども、特に水の製造費用としましては、固定費が一番大きいものでございます。これはダムを作ったり、浄水場を作ったりというところでの投資が当初、必要になってきていたものでございます。これにより、種類は幾つかあるんですけども、いわゆる企業債を借り入れまして、負担を平準化をした上で、平成40年代までの間で償

還をずっと続けていくというものがございます。

さらには人件費も当然含みますが、施設の運転のための経費、薬剤費等の費用が計上されてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） そうすると、平成40年ころまでダムをつくった建設費、建設といっても将来を見越して各市町のダムをつくったわけですから、過大につくったと言われていますが、それが40年ころまでには償還して、そして受水費が安くなる可能性はあるのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

平成27年の決算書によりますと、企業団の起債の残高でありますけれども、約210億円ほど現在残っている状況でございます。償還については、その種類がいろんなもの、先ほどあると申し上げましたけれども、一番遅いもので、正確な年月でいいますと、平成48年3月までになってございます。

こういったものがなくなれば料金が下がるのではないかとお質してございますけれども、当然ながら、この段階になりますと、先ほど町の水道事業でも申し上げましたが、企業団所有の施設、設備についても老朽化が進んでくることとなりまして、新たに更新などの作業が必要になってくると考えてございます。

また、料金につきましては、今現在は、企業団の受水費の料金でございますけれども、平成27年に見直されまして、28年から36年までの9年間を見越した従量料金となっており、企業団では3年に1度見直すこととされているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 町水道料金の決め方は、用途別・超過料金・メーター使用料金と定めていますが、近隣市町ではどこでも口径別料金体系になっています。口径別料金について考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

現在の町の水道料金につきましては、議員ご指摘のとおり、用途別の料金体系となっております。これは一般家庭向けの一般用、事業所向けの営業用、団体向けの団体用、それから臨時的に設ける臨時用の4つの区分となっております。それぞれに従量料金、さらにはメーター使用料から成る料金構成となっております。

近年、特に営業用などでは、事業所における業態が変化しつつある状況がありまして、どんな用途なのか不明確なケースが出てきているということでございます。また、水道施設に対する負荷の状況、負荷といいますのは、口径によって、口径が小さければ、その施設に対する負荷が小さい、口径が大きくなれば、それだけ設備が必要ではないかという考え方による負荷の度合いによる口径別の料金というのが、現在一

般化しつつあるような状況でございます。県内における事業体の料金体系は、用途別につきましては14市町村、口径別につきましては45市町村となっており、口径別料金が、県内はもとより、全国的に主流となってきている状況でございます。

町の水道事業といたしましても、口径別料金につきましても検討しなければならない時期に来ていると認識をしておりますして、水道経営審議会での意見をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 水道は、必要経費を負担するには用途別あるいは口径別、どちらが平等にふさわしいと思っておられるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

どちらが公平な料金なのかということでございますが、現在の用途別の料金につきましても、一定の条件によって基本料金、従量料金という形で設定をさせていただいておりますので、当然、公平であると認識はしておりますが、先ほど申し上げましたとおり、施設に対する負荷という部分になりますと、口径別のほうがふさわしいという考えをいたしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 例えば用途別、事業別というふうにこの町では分けておりますが、事業別というのは、お店屋さんで使う分には事業料金としていただきます。あるいは一般家庭というので分けてやっているんですが、その事業料金は、例えば、今月ははやらなかったから一般家庭ですよと言われる場合もあるし、普通はお店屋さんや商店がくっついておるわけですから、この仕分けが難しいと思うんですが、仕分け方はどうなっているのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、その用途によつての設定となりますと、議員がおっしゃったとおりのことであろうと思います。例えばアパートなどで1室で事業を行っている場合、なかなか外からはわかりにくかったり、どういう用途で使っているかわからないという状況が、当町ばかりではなく他の事業体でもあったため、そういった部分を解消するために口径別を導入してきているというような全国的な流れにあるんだろうと考えているところでございます。

なお、今月はこうだったからという部分での算定は、今の状態ではできかねるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この町で、メーター使用料金が別料金でプラスされておるんです

が、どこでもこのメーターは、家庭用であろうが一般用であろうが事業所用でもくっついておるんですが、基本料金に含めることはできないんでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えをいたします。

確かに、議員がおっしゃるとおり、今はメーター使用料は別途計上をさせていただいているところでございます。料金の検針の表を見ていただいてもそのとおりでございます。

現在、用途別の料金を採用している事業体においては、一般的には、メーター使用料は別途計上して徴収をしている状況でございます。当町についても同様の考え方でメーター使用料をいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 最後になりましたが、今後、水道料金の課題と取り組みについて伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、お答えを私から申し上げます。

現在の水道事業の課題等についてでございますけれども、まず、人口減少等によりまして、また事業所の減等によりまして、給水収益の減少があると。それが、水道事業運営全体への影響がかなり強いことがまず一つあるんだろうと思っております。

また、水道はずっともう経過的にかなりの年数がたっておりますので、その施設の全体的な老朽化がかなり進んでおると。さらに、平成29年度から簡易水道の統合等があり、その設備等の老朽化も当然ございますので、その更新は支出面で大きな課題でございます。当然、整備をすれば、起債の対応等となりますので、起債の償還等々、数多くの資金がかかってくるという形になっておりまして、特に漏水なども最近大変多いんですね。ですから、そういったことも踏まえまして、そういった部分についてしっかりとフォローしていくことが大切なのかなと思っております。

ただ、一方において、未収金の解消とか、あるいは有収率、先ほど申し上げましたけれども、漏水なども結構あり、80%を切っておる状況ですから、これをどうするんだということは、やはり私もとにかく80%以上にするよう指示を常にしておるんですけれども、なかなか80%になったり、80%を切ったりということになっていきますんで、ですから、そういった部分での整備をどうするんだということも、非常に重要な課題なのかなと考えております。

ただ、こういった中で何とか短期的な形でございますが、先ほど議員から黒字ですよということでお話ありましたけれども、これは、経営努力をしております。経営努力をして何とかここまで来ておる状況なのかなと思っております。

したがって、今後につきましては、簡易水道の統合による老朽化の経費の増などが避けられないという面、それから、収入面での減が想定される等々ございますので、当面は現行料金体系の中で何とか経営の健全化、安定化を図ることが私は喫緊の

重要な課題なのかなと考えております。

したがって、この方向に向けて鋭意努力をして、料金を上げないで、なるべく現行維持で頑張れるように、これはなるべく頑張っていくということだろうと思っておりますので、現行料金体系の中で、今後鋭意対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 水道は人間にとって、あるいは住民にとって最も重要な必需品でありますから、できる限り安全で安い水道料金に今後とも努めてもらいたいと思います。

これで質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時10分まで休議いたします。

（午後2時02分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時10分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、11番浅野富男君。

（11番浅野富男君 登壇）

11番（浅野富男君） 平成28年第5回定例会にあたりまして、一般質問を行います。

まずはじめに、給食費を補助することについてであります。少子化・高齢化に加えて、近年は人口減少社会とまで言われるようになりました。本町でもさまざまな取り組みが進められておりますけれども、その中でも未来を担う子どもたちの成長を助ける環境を作ることも重要な課題と考えております。

これまでも保育料の負担軽減や、医療費の自己負担についても18歳までは無料となり、安心して医者にかかることができる制度へと段階的に進められてきました。さらに充実した子育て環境を整えることも必要と考えております。

義務教育では、国の施策によりまして教科書が無償となって久しいですけれども、近年では、子どもの貧困も社会問題として取り上げられる中で、食に対する見方も重要視されるようになりました。このようなことから、義務教育の給食費を補助する自治体が増える傾向にあると考えられます。食育という観点から、学校給食について無料化することを含めて補助することについての考え方を順次伺ってまいりたいと思います。

まずはじめに、町の人口増という目標で考えるならば、子育てしやすい環境作りも大切なことであると思われまます。町の方針としてはどのような位置づけとなっている

か伺います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 11番浅野富男議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、子育てしやすい環境作りは本当に大切なことだ、大事なことだと思います。町としての位置づけはどうかというご質問でございますが、ことしの3月に、新たに平成28年度から32年度の5年間を期間とする第5次国見町振興計画の後期計画を策定したところでございます。

その後期計画の基本目標の5つの柱の1つ、「互いに支え合い、安心して暮らせるまち」、その中に、国見町に育つ子どもは町の宝であり、安心して子どもを産み育てる環境を築くことは緊急の課題となっていると明記してあり、重要な位置づけであると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 第5次振興計画の中で環境作りを進めていきたいということですが、今のところ、まだ具体的に何をするかまではっていないのかなとは思いますが、現在まで、この給食費について考えた場合に、手許の調査におきましては補助の形は数円から半額、さらに全額というところでの補助が実施されている町村が15町村あります。

そうした中におきまして、本町でも、第5次計画の中の位置づけの中でいろいろ計画は作られていくものと思いますけれども、少子化と言われている中で、まちづくりの柱、いわゆる第5次振興計画との関連もあるのかと思いますが、まちづくりの柱としても重要なものと思っております。食育との関連では、全額補助も含めて補助すべきものと考えられますけれども、先ほどの計画との関係では、この辺はどのような考えになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

食育との関連でとのお質しでございますが、本町の食育の推進にあたりましては、食育基本法の基本理念がありまして、それにのっとって進めております。いろいろあるんですけども、食にかかわる人々のさまざまな活動に支えていることについて感謝の念や理解が深まるような配慮、また、当然、食に対する適切な基本知識を持つようにして、食に対して主体的な人間作りを行うということも大きな理念であります。あとは、本町におきましては、地産地消の推進でありますとか、今般作成されました食卓図鑑に掲載されたレシピ、地元レシピなどを活用しながら、食育の目的を達成できるように努めているところでございます。

給食費の補助についてであります。保護者負担の軽減という立場から、調理費とか運営費ですけれども、それについては負担はいただいております。また、先ほどお質しの中にありました貧困な家庭も増えているということもありまして、就

学援助世帯については全額を補助しているところであります。現在のところは、適正な補助と考えておるところでございます。

今後については、まず、この補助の維持を図っていくと考えているところでございます。

なお、今後においては、子育て支援について充実していくように、さらに検討していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、これ以上補助を増やす考え方は、現時点ではないということになりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 現在までの検討の中では、ただいま答弁させていただいたとおり、保護者からの負担については原材料費のみと、それから就学指導世帯にあたりましては全額補助と、この部分についてはこのとおり維持していくことを方針として、子育て支援という立場から、今後については総合的な検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） この給食費補助についてはいろんな見方がありまして、この無料化や、補助するということについては、今、教育長が言われましたとおり、保護者負担の分ということで定められている部分があると聞いております。それとの関係でその補助をこれ以上増やすということではなくて、町自体の考え方で、今、私が言ったこの縛りの中で前進することができない、補助を増やすことができないという意味ではないですね。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 給食費のみではなくて、子育て支援という全体の枠組みの中で、いろいろな支援については今後、さらに検討すべきことと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 先ほども言いましたけれども、次年度からは埜町で全額無料化の予定というお話も聞いております。そうした中におきまして、どんどんこの後、増えていくのかなとも考えられるところなんですけれども、このような県内の状況も含めまして、今後、さらに時間を早めた形で実施に移されればいいのかなどと思っておりますので、そうしたことから関連ではどのような考え方でしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁とダブる部分もありますけれども、食育との観点から考えますと、例

えば学校給食の目的の中にも、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについて理解を深めて、勤労をととぶ態度を養うなどがあり、当然費用もかかる、負担もあるんだということを理解することも食育の一つの大事な一面なのかなと私は理解しております。学校給食法においても、学校給食費は保護者の負担とすると定めているところもその辺のところかなと思います。

これもダブってしまうんですけども、給食費の補助も含めまして、子育て支援という全体の枠組みの中で、市町村がそれぞれの状況に応じて給食費の全額補助をしているところも増えているのは事実ですが、その市町村のそれぞれの状況の中で決定していることだと思います。本町におきましても、さまざまな子育て支援事業を推進しております。例えば教育委員会の中の事業でいきますと、健診事業にあわせまして、最初にブックスタート事業とあって、絵本を赤ちゃんに差し上げてというところから始めて、あと教育委員会だけではなくて、さまざまな課でママカフェとかおもちゃフェスティバルとか、いろんな支援をしているところです。そういう大きな子育て支援という枠組みの中でまた新たに検討してまいりたいと思っていますところです。

給食費の補助も今の維持は最大限の目標でありますし、今後検討してまいりたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 繰り返しになりますけれども、子どもを取り巻く状況は、貧困の問題から少子化の問題、そして、教育ということで考えた場合には、憲法26条には、義務教育はこれを無償とするという条項もあるようでございます。この課題については、検討課題がかなり多いということで、一定の時間が来ましたら、また質問をさせていただきますたいと思います。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。

国保都道府県単位化についてであります。これにつきましては2018年、平成30年4月から国保、いわゆる国民健康保険は都道府県単位化が開始となる予定と聞いております。現在、そのための協議が行われているものと思われませんが、このことについて尋ねていきたいと思っております。

今、協議の途中だったと思いますので、今現在、協議はどのあたりまで進んでいるのでしょうか。そして主なる協議事項はどういったものなのでしょうか、まず、はじめに伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

国保の都道府県単位の協議の内容等々についてでございますけれども、国保の登録の一元化につきましては、市町村国保での医療費、あるいは保険料水準などの格差を解消して、持続的な社会保障制度とするということで、平成30年度から実施されるようになっておるところでございます。

広域化に向けた協議につきましては、福島県市町村国保広域化等連携会議が設置さ

れまして、その中でワーキンググループが執行部隊ということで検討されておりました。内容等について鋭意検討が現在ではなされておる最中であるということでございます。議員お質しのとおりでございます。

具体的な協議事項としましては、被保険者証の様式とかレセプト点検、あるいは葬祭費給付や子ども医療費などの各市町村ごとに定めていたものを県全体で標準化する協議、つまりばらばらなものをいかに標準化できるかという協議を進められておると。また、福島県の市町村ごとの納付金とか、あるいは標準保険料率、いわゆる税額の試算を進めておって、その結果を踏まえて、今後、基本的な算定方法を協議すると。これは町として今度は受けて協議をしていくという形になって、30年度から料率等々が定められる形になっていくものと思っております。

ポイントは、私いろいろと事務当局とすり合わせをやっておるところでありますけれども、一元化によって町民負担増にならないようにどうなんだと。被保険者である町民が安心して医療サービスが受けられるように、県、各市町村と十分連携を図りながら協議を進めてくれよという話を異口同音に申し上げております。また、町としても、そういった観点から、負担にならないように十分意見具申するようにと常に申し上げておりますので、そういった形での内容が出てくるかなとは思っております。出てきた段階でまた国保協議会と検討と協議をしながら、そういった方向にいくように鋭意対応していくのが当面の町としての対応なのかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ただいまの答弁と若干重複するかもしれませんが、住民にとって実際に払う保険料、保険税の負担がこの最大の関心事だと考えております。県内、一つの保険者になった場合に、この保険料は県内均一になっていくのか、それとも、協議中でありますので確定はできないのかと思っておりますけれども、この県内均一を最終的な目標としているのか、あるいはばらつきがあったままで何とか進めるのかというところはどんな議論になっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

県内均一の保険料になるかのお質しでございますが、県内市町村の医療費水準等に格差があること、また保険料算定方式のばらつきがあるために、福島県は各市町村の医療費水準や所得水準などを考慮した、市町村ごとの納付金や標準保険料率を提示することとなっております。それを受けまして、各市町村はその標準保険料率を参考に保険料、国見町におきましては国保税を決定をしまして、賦課・徴収をする予定となっております。ただし、将来的には県内統一した保険料を目指すこととしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ただいまのお答えでありますと、期限はありませんでしたけれども、当面はその算定基準がありまして、それに基づくとということでもありますので、県内均一での出発にはならないということかと思えます。

そして自治体がいわゆる保険税、国保の保険料を集めるわけですが、その場合について、各個人で未納の方々も発生をしているわけでもありますけれども、そうした方々の扱いと申しますか、県に納付する場合、どんな扱いになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

未収金が発生した場合におきましても、県への納付金に影響しないように、過去の収納率を勘案しまして保険料が設定されることとなります。仮に、納付金に不足が生じた場合には、町が保有しております保険給付費支払準備基金を取り崩しをして充当することが可能となっております。それでも不足するときは、県が創設します財政安定化基金から借入れを行い、納付金に充当する制度となる予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 本町では行われていないんですけれども、この未収金あるいは減額分と申しますか、そうした形の不足する分について、一般会計からの法定外繰り入れ、いわゆる保険料に充当する形で行っている自治体もありますけれども、今の協議の中でこれらについての扱い方はどのような話し合いになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、国保財政で必要な費用は保険料や国・県、町の法定の負担などで賄うという保険の原則に反すること、また、住民の税金を国保に投入することは、税負担の公平性を欠くこと、さらに、町の財政に重い負担をかけることなどから適切ではないと考えております。この考えのもと、国見町はこれまで一般会計からの法定外繰り入れを行わずに国保財政を運営してまいりました。なお、法定外繰り入れを行ってきました市町村は、国の財政支援を活用しながら、今回の改革を機に、その解消に向けて財政運営を見直すこととしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 本町では、今言いました法定外繰り入れを行っておりませんので、これについて協議会の中に行っても発言するのは難しいのかなとは思いますが、いずれにしても、解消したいというのが出てくるのかなと思っております。法定外繰り入れをやっておりました市町村については、大変なことなのではないかと思えます。次の質問にまいります。

現在の保険者の国保会計はさまざまと思われそうですが、協議の中で意見を述べ

ることができるものと思います。発言する場合におきましては、本町の保険者として、どのような重点事項をもとにお話あるいは発言をしていきたいと考えていらっしゃるでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えします。

先ほど町長の答弁で申し上げましたとおり、福島県におきましては、福島県市町村国保広域化等連携会議が設置されまして、実務者による、ワーキンググループによる協議がされております。その中で出された課題につきまして、随時、市町村の意見が求められておりまして、その都度回答をしているところでございます。

本町の保険者としての重点事項は何かとのお質しでございますが、今後、県への納付金や標準保険料率の試算の中で、国見町の医療水準に合った標準保険料率の設定を行うこと、また、市町村事務の標準化におきまして、被保険者の利便性の低下につながるないようにしっかりと協議を行うことと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） このことについては、国保、いわゆる国民健康保険は会社勤めの方々の保険と違いまして、自営業の方々など、被用者保険に入れないの方々が入る医療保険であります。ということは、失業中の方々も含めて、いろんな立場の人たちが被保険者となっております。総じて、低所得の方々が多くなるものと考えられます。そのために減免制度が設けられているものと思っております。医療の皆保険は大切なことであるのは当然でありますけれども、国保は被保険者だけでは、その運営を行うことには無理がある制度ではないかと思っております。どうしても公的な費用がなければ成り立たない保険事業と考えております。この根本的な要因から目をそらすことなく議論することが大事なことはないかと思っております。このことについてはどのようなお考えでおりますでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

まず、国におきましては、今回の都道府県広域化に向けまして、保険料の激変緩和措置ということで、全国の市町村に1700億円規模の財政支援を行うこととしております。これによりまして、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びは抑制あるいは軽減される見通しとなっているところでございます。

なお、事務の標準化につきましては、議員お質しのようにより、しっかりと議論を進めて、被保険者の利便性の低下につながるようによりしっかりと議論していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ぜひとも新たな負担といひますか、住民の負担でもって、大変な国保の財政状況下と思ひますが、住民負担に転嫁するのではなくて、公的な制度のも

とで、それが保障されるような形で議論を進めていただければと考えております。

以上で、質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、6番村上正勝君。

（6番村上正勝君 登壇）

6番（村上正勝君） では、さきに通告した一般質問を行いたいと思います。

一般質問の前に、さきの町長選で無競争で当選された太田町長、本当におめでとうございます。私の記憶では、この連続無競争というのは初めてかなと思います。それぐらい町民の期待が大きいなと私は思っているんですが、そういう意味で今後4年間、また町長の力量を発揮して、国見町のために頑張ってもらいたいと思います。

では、一般質問に入りたいと思います。

今後のまちづくりについて。

なかなか大きな問題ですが、道の駅を中心とした情報発信や交流事業を進めることによって、国見町に住んでみたいと思うようなまちづくりをどのように考えているか伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 6番村上正勝議員のご質問にお答えを申し上げます。

まずは、村上正勝議員におかれましては、ただいま私の2期目の当選等に対しまして心温まるお言葉を賜りましたこと、まずは心から感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

その上で、ただいまの質問にご答弁を申し上げたいと思います。

道の駅の情報発信、それから交流事業等々を活用しての魅力づくりとか、あるいは定住対策についてのお質しかなと思うわけでございますが、ご案内のように、国見町の道の駅、先ほど来いろいろと議論がなされておりますけれども、道路情報コーナーとか歴史観光情報コーナー、国見町の農産物の直売所、国見町の食材で作るレストラン、あと、あるいはカフェを設置することとなっております、まさにこれは今現在、進めている最中でございます。この道の駅自体が国見町の情報の発信の拠点になると、国見町満載というのが、この国見道の駅の特徴であると、まず一つ言えるのかなとまず思っております。

また、子育ての支援の施設とか宿泊施設、バンケット施設、さらには1日2万台の車が通る沿線でもございます。国見町民はもちろんでございますが、近隣市町村、首都圏、仙台圏等々、数多くの皆様が交流連携ができる拠点の施設になるのかなと思っております。

こういった施設の有意性、それから立地条件の優位性も十分生かした形でのさまざまなイベントの実施、あるいは首都圏、仙台圏からの応援団ツアー、広報媒体での情報発信、国見町の観光の周遊ルートはこの道の駅を拠点にしながら作っていく等々、さまざまな形での対応を行いまして、交流人口の増、そして住んでみたくなるまちづくりに、国見町のこの道の駅は必ずや私はなるものと確信をいたしておりますので、その上でしっかりとこの運営を行っていくと。そうすれば必ずや私は、住みたくなる、

そして魅力のあるまちづくりにも、やはりこの道の駅が核となってつながっていくのかなと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、この国見町の道の駅そのものが、まさに情報とか交流の拠点施設でございますので、この優位性を十分生かした経営、運営を行うことによって、この拠点施設を国見町全体のいわゆる魅力とか、あるいは情報発信などにぜひつなげていきたいという思いでございますので、そんな形で、この道の駅のいい運営を行いながら国見町の活性化に向けて対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今、答弁されたとおりですが、もう一步、この定住というのがなかなか大変で、今、マスコミで言われているような、その地域に5年間夫婦で住むと住宅をただにするとか、あと農業用地を与えるとか、そういう思い切った政策もこれから考えていくのかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） まずは、定住のさらに発展したご質問かと思えます。

まずは、私はこの1万人の国見町、今、住んで、いろいろと各方面に行っておりますけれども、まずは私は今回公約の中で、「復興・絆・交流連携」という言葉を申し上げさせていただきました。その交流連携が、まずは私はこの国見町型、つまり国見町でできること、ここから発信というふうに私は思っております。

といいますのは、国見町は1万人の小さい人口です。ですから、国見町ひとりで頑張っても恐らくこの1万人の人口を維持することは財政面でもいろいろな面でなかなか大変かなと。これは恐らく道州制等々の中ですぐに合併の波にのまれてしまう、こんな感じを持っております。やっぱりそのためには、いろいろな関係機関との連携が必要だろうということでございます。国・県との連携、近隣市町村との連携、そして首都圏、仙台圏との連携、ニセコ町、平泉町、池田町など姉妹都市との連携、さらには大学、関係機関、あるいは応援大使等々との連携、そういったさまざまなツールを町としてどんどん使わないと、埋没していくんじゃないのかなと思っておるところでございます。

そういった意味で、応援団ツアーをやったり、東京くにみ会をやったり、物産のPRをしたり、あるいは逆に物産を連れてくるとか、道の駅を一つの核にした、来年春オープンしますので、そこに向けて今、いろいろテーマやらさせてもらっています。それがまさに交流連携のツールだろうと思っておりますので、それをしっかりとまずやっていくことが私に課せられた、この2期目の重要な課題かなと思っておるところでございます。来年度の重点事業も課長等々に指示しておりますけれども、交流連携が来年の重点事業だよと、ここから発信だよという話もさせていただいておりますので、ぜひこの交流連携をまずしっかりとやり込んで、交流人口を拡大していく。人が動く、物が動く、そうすると国見の町の良さがわかる。わかれば住みたくなる。こういった

まちづくりをぜひしたいと思っております。

ただ、発展的に、今、議員がおっしゃいましたように、いろいろと制度が現在までできてきております。例えば、空き家対策の中で子育て支援室を作る、あるいは農業者の共同シェアハウスを作る、農業者に来てもらって、そこで住んでもらう等々のこともいろいろと今やり始めています。そういった事業も、国の事業にうまくチャレンジしながら確保し、そして、そのプラスアルファの人口の確保も視野に入れながら、これは来年度以降の重点事業になると思います。私、ぜひそれをやっていきたいと思っています。とにかく、子育て支援の空き家対策をぜひやりたいと思ってもう当局には指示していますので、これはいづれぜひやっていきたいと思っています。いろいろと交流連携の中、プラスアルファで定住に結びつくいろいろな事業にチャレンジしながら、少しでも魅力のあるまちをつくって定住促進になるような施策展開を行っていくという両面でこれはやっていくことによって、私はこの国見町がさらに維持発展できる、そういったベースになるのかなと思っておりますので、今、議員おっしゃったようなそういったことも含めて、今度鋭意将来に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今、町長が答弁されたとおり、この道の駅を中心としてこれから国見町の発展につなげるようお願いして、2番目の徳江の水辺の小楽校について質問いたします。

先ほど村上一議員からも質問がありましたが、私は周辺のことでも質問したいと思っております。

徳江の水辺の小楽校は、阿武隈川の大洪水から地域を守るための平成の堤防の大改修により改修した中で、川の環境を守るため、当時国土交通省の所長、本庁から来た若い人でありましたが、国土の防風林の水辺の小楽校を作り、そしてその一番は、環境を守るものを作ると。川の改修もですが、環境を守ると。そういうようなことでこの伊達崎地区と徳江地区、五十沢に作って、その当時、説明を受けました。私も当時、堤防の改修のときの役員をしておりましたので、川の環境と改修ということで説明を受けましたが、徳江地区は特に佐久間川と普蔵川が阿武隈川の合流点であります。

当時は小学生がサケの放流をして佐久間川にサケが戻ってくるような放流もしておりましたが、現在は震災から5年半過ぎ、今では手つかずで、やっとここで国土交通省で整備にかかりました。どこまで整備するのかと思っていれば、全部ではなく、あとは県と町に任せるような話であります。とにかく国土交通省でやられるだけやってもらい、町でも町内の人々に水辺の小楽校がここにあるんだよと広報など看板を立てて、皆様方に知らせていただきたいと思います。

特に、徳江大橋から水辺の小楽校まで歩くと、伊達崎までの歩道コースがあります。そういう観点で、人が集まる場所でもあるし、特に、国見町ではすばらしいハスの場所、あとは阿津賀志山であります。やっぱり県のところの環境のああいふ場所も川

辺のところでは素晴らしいところがあると思いますので、なるべくそういうところを整備して、ただ、案内板もなければ何もないと。今まで広報でもなかったなと思っているんですが、現在の国土交通省での整備と一緒に、これから町でもそういう計画を立ててもらおうように質問します。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

水辺の小楽校の成り立ちや現状につきましては、先ほど村上一議員にもお答えをしたとおりでございます。

議員お質しの件につきましては、案内できるようにということだろうと思いますけれども、その部分につきましては、施設自体が国土交通省の施設、そして一般的にいえば、河川敷になります。町が積極的に設置できる状況にもないと考えておりますので、この部分につきましては、管理者でございます国土交通省とも相談しながら、今後、整備の状況がどのようになるかわかりませんが、その状況を見ながら検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今の国土交通省に言わせると、町に移管したと、町にはトイレだけの移管でしょうか。国土交通省で建てたトイレの利用状況ですが、多方面で夏だの何だの農作業をする人、郵便局の人、銀行の人など、あそこに休んでトイレを利用しているわけです。ただ、わかるとおり、トイレが整備がされていないので、枝が茂って屋根は落ち葉が落ちていると。あとは、トイレの周辺もなかなか手入れがされていないと。あそこの整備しているのは除染関係でやっているのかなと思つたら、国土交通省だと。当然、いろんなところを除染したと思うので、あそこは除染の対象になったんだから、当然、放射能をはかれば竹やぶみたいなものになって、線量は私は高いと思つているんですね。余り目立たないところだから整備したんだか除染したんだか、今後はそういうのに陥っていたとすれば、当然、除染対象になるのかなと思つているんですが、その点、原発災害対策課長に願ひします。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 阿武隈川の河川敷の除染についてのご質問でございますが、町からも阿武隈川の除染については願ひしたいと要望をしております。その中で、福島河川国道事務所では、線量測定は実施したと思ひます。その後、線量に応じて除染が進められるものと考えてございます。

なお、水辺の小楽校については、現時点で我々がお知らせをいただいているのは、除染の対象になっているというような状況についてでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） では、町の金を使わなくても国の金を使ってあそこを整備してもらえれば、そして、今まで手つかずなんですよ。だから屋根も落ち葉だらけで、やっ

ぱり屋根から何から整備して、そして、みんなが集まっても、特にトイレの話をすると、トイレの水までになっているのはどうかと私は思っているんですが、あそこの管理者がいるんだかいらないんだか、任せているんだか、そういうのも含めて、今度はあそこが国土交通省で、まだ通行止めになっているから、解消されれば、そういうのも含めて整備してもらいたいと思い、質問します。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） トイレの件でございますけれども、トイレにつきましては、先ほど村上一議員にもお答えしましたけれども、維持管理につきましては月1回の清掃を委託して実施しております。

ただ、今後、あそこがまだ入れない状況になっていますから、それが国でどこまで整備するか、復旧するかわかりませんが、その時期を見ながら、こちらも検討してまいります。

先ほど議員おっしゃいましたように、要するに水辺の小楽校の利用者用のトイレでございます。本来、農業者や郵便局の方が使うトイレでは原則はないということで、それだけのために町がそのまま維持管理を進めるのかどうかという部分につきましては、これは先ほど総務課長の別な話もありましたけれども、公共施設の整備計画の中で必要性があるかないかについては、やっぱり議論を立てるべきものと考えております。それはまた別な、切り離れた議論ということでご理解をいただければなと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 町の中だとトイレを作ってもらいたいと言っても、場所の提供がなかなか難しいと思うんですが、あそこは野外で働いている人も常に利用しているわけです。今は移動式を持って歩くのは除染関係だけで、そういう利用されるところはちゃんと整備してほしいです。ただ、あそこは見てもわかるとおり、ちょうど5号線の水沢線のところの門口作りのため、あそこまで広げて、そこからは川沿いの水辺の小楽校に通じる道路をちゃんと整備すればいいんですけども、広いのは広いんですけども、竹が下がっているんですね。だから、何があるかわからないんですね。だから、あそこら辺も地元の人と協議をして、せめて竹やぶの曲がっているものぐらいは整備できるかどうかも含めて今後よろしくお願いします。これはお願いとして、質問を終わりたいと思います。

議長（東海林一樹君） 最後に、7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 平成28年第5回定例会にあたり、質問させていただきます。

まずはじめに、町長の2期目のご当選、誠におめでとうございます。2期目も問題が山積しておりますが、町民も、私たち議員も、未来の国見町のかじ取りを再度お任せいたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。内容は子育て支

援事業（子どもクラブ）の現況と今後の対策についてであります。

学校統廃合により、各学校においてさまざまな支援を行っていた事業が一つとなり、放課後において、保護者が就労時等により家庭にいない小学生を対象に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を目的として、展開して開設しております。本年度も多くの子どもたちが利用しておりますが、現在の子どもクラブの運営活動において、現場の状況を把握しているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 渡辺議員のご質問にお答えをしたいと思います。

平成27年4月にスタートしました子ども・子育て支援新制度によりまして、地域の子育て支援の充実を目標として、放課後子どもクラブにおいても量的、質的な充実を図ってきております。

本町においても、平成25年9月からは国見小学校の1年生から6年生まで、その児童を受け入れて適切な遊びの場、生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的に環境を整備しております。現在、125名が登録し、利用しているところです。指導員14名を配置して、年間計画、月ごとの狙いなどを明確にしまして実施しているところでございます。活動の中では、町の内外のボランティアによる読み聞かせとかサツマイモ作り、それから屋内スポーツなど、児童と一緒に活動も行ってあります。保護者には、「国見子どもクラブ利用のてびき」や活動の様子等を「おたより」等でお知らせするとともに、毎日の送迎の際は、指導員がクラブでのお子さんの様子など話したりして、コミュニケーションをとるように図っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 教育長から今の運営の現況をいただきました。今のデータにありますように、子育て支援という以外のことでコミュニティ・スクール事業等々、さまざまな事業がありますが、特に今回の場合は子育て支援ということで、文部科学省の所管ではなく、やはり基本的には預かるという観念から、小学校生活と違うシステムとなりますので、学校と子どもクラブにおいての連携はなされているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

議員お質しのとおり、小学校の狙いと子どもクラブの狙いは全く異なるものですが、小学校との情報交換・情報提供はもちろんのこと、子どもの遊び場、生活の場を広げるために、小学校の校庭や体育館の利用などができるように連携を密にしながら進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、教育長のお話のように、うまくできているということですが、連携はなされているとは思いますが、やはり先ほども申しましたように、

学校生活において、子どもたちはやはりいろいろなことを学び、活動をしていると思います。そうすると、やはり学校にいる時間帯が長いということで、当然、健康不良等とか、学校の中での就業時間内にできなかったとかということで、就業におくれた、子どもクラブに行く時間がおくれてしまったとかということで、そういう部分のときの連携はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

常に学校との連絡・調整はしているところです。学校行事等で時間の変更などがあった場合には、もちろん学校から連絡が入ることになっておりますし、それに応じてクラブでも対応しているところです。また、小学校の中で体調不良になったときには、原則としては、小学校が保護者に連絡をとって、その時点で対処するということがありますし、子どもクラブに来てから体調不良になった場合には、もちろん子どもクラブで対処しております。

学校生活の中で、子どもの状況等において心配な面、配慮すべき面などがあった場合には、小学校から子どもクラブに連絡を入れるというようなことで、なるべく連携を密に図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、お話を聞いていると、学校と子どもクラブと、やっぱり子どもたちとの考え方は同じだと思います。組織に入れば難しい部分もあり得ると思いますが、ぜひ、今言ったように、連携をしていただければと思っております。

次に、保護者からの意見や要望、あるいは指導者からの同様の意見等はどのように対応しているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきたいと思っております。

保護者から直接、または指導員を通しての意見・要望があった場合には、早急に指導員と相談の上、改善できるところから対応しているところでございます。

さらに、子どもクラブの子育て支援サービスを利用する保護者の皆様からの意見や要望、苦情、保育の悩みに対しましては、適切に対応するため「国見町子育て支援サービスに対する苦情等対応事務処理要綱」を制定し、本事業と第三者の関係にあります第三者委員を設置したところでございます。このことについては、子ども子育て支援サービスを利用している保護者の皆様にも既に周知しているところでございます。

また、指導員からの意見・要望等については、もちろん教育委員会として随時受け付けており、その都度、改善を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいま教育長から言われたように、大変いい状況に今、つながっているのかなと思っております。

しかし、やはり保護者から見て、いわば要望等は相当の量、さまざまな内容があると思います。

全ての対応は困難を極めるとは思いますが、あえてその要望を聞くためにアンケート等をとっているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

保護者からの意見・要望に対するアンケートは毎年実施しております。その結果について改善に結びつけております。

今年度につきましては、1月下旬に実施する予定であります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはりアンケートをとって情報を得ることは大変良いことでありますし、情報がなければ、さらなる事業を展開することはできなくなると思っております。

そこで、アンケートを提出する上で、これは情報でありますけれども、情報が漏れてしまい、アンケートをすることに恐怖を感じ、逆にアンケートに答えることができないというような、保護者の中で言われている状態があります。そのことをどのように感じているか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

アンケートの回収方法ですが、無記名で実施しております。アンケート用紙を封筒に入れ、保護者が回収箱に投函することになっております。回収したアンケートは幼児教育課で開封し、集計しておりますので、情報の漏れはありません。指導員へ結果のみをお知らせしており、情報共有し、改善できることから対応しております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長が言われたように、封書されていれば、当然、指導員の方が見ることは不可能だと。その結果をもとに指導員に行くんだというお話をいただきました。しかし、できるはずがないといっても、やはり保護者にそういう目で見られるというのは、なぜそんなふうに見てしまうのかとちょっと怖いなという部分があります。やはり、これは保護者全員の見方ではありませんが、少なくともこのように保護者から見られているのは本当に問題だと。その辺については、どのように考えているか、再度お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、一部の保護者がそのように感じていれば、大変残念に思います。今後、より丁寧な対応に心がけていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長が言われたように、現場においてはさまざまな保護者からの要求や要望あるいは意見がクレームとして扱われているのではないかと保護者の方も見ているという状況も聞かれております。その辺についてはどのように感じておられますか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

保護者からの要望はもちろんございます。幼児教育課でももちろんそうですけれども、現場にもきちんと確認をしましたところ、クレームという受け取りはしておりません。要望として対応しているところでございます。議員お質しのように、クレームとして受け取られている一部の保護者がいるとすれば、さらにまた丁寧に対応していきたいと思っております。クレーム対応という受け取り方をしていることに対しては、指導員とともに、もう一度、共通理解を図っていききたいと思います。

さらに、組織的な対応を図るとともに、さきに答弁しましたとおり、子ども子育て支援サービスに対する苦情等の第三者委員という新たな窓口も設置しておりますので、ご活用をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 個人的な理由や、横暴な要求をしているのは、クレームとして扱われてもそれは当然だと思っております。しかし、その内容を少数意見でも取り入れていかなければならないときもあると思っております。やはり見きわめることが重要だと思っておりますけれども、その辺について、もう一度お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

子どもクラブは集団生活でありますので、要望によっては全て聞き入れることは難しいことではありますけれども、できるだけ要望は取り入れて対処しているところでございます。

例えばですけれども、1つは、まず昨年度の例になりますけれども、虫の好きな子どもがいて、中で飼いたいと。片や虫が大嫌いだという子どももおりますので、方針がちょっと定まらなかった時期がありますけれども、指導員みんなで相談をして、子どもたちにもルールを作って、指導の方針も統一をして、現在では教室の一角で昆虫を飼って、ちょうどチョウの幼虫がふ化するところまで見たりというようなことをしております。

今年度におきましては、要望といっても、例えば左ききなのでテーブルの左に置いてほしいとか、ノートに下敷きさせてほしいとかという要望がありまして、そういう具体的な要望がほとんどでありますので、ほとんどそのとおり要望は指導員で配慮して聞いているところであります。子どもクラブにおいても、本当に一人一人のプラスになるように見きわめながら要望を聞いて配慮していきたいと思っております。

ころです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、教育長が言われたように、そのお話も出ました。虫を飼いたいというのに、その場で扱わせてくれなかったとか、そういうふうには、やはり一人一人の意見はあるわけですよ。虫の好きな子どももいれば、虫の嫌いな子どももいる。あるいは、虫の好きな先生もいれば、虫の嫌いな先生もいらっしゃると思うんです。しかし、子どもたちが今後、大きくなっていく上で、ふ化の状態を見せるというのは、嫌いであっても、生命の云々を見せるということも必要でないかなと思っておりまして、そういう感じでやっていただければと思います。

それで、指導者の方々も一生懸命子どもたちのためにやっているということが認めてもらえなければ、やはりフラストレーションがたまり、仕事に支障を来すことになり、さらなる悪循環に陥る可能性を秘めていると思います。そのためにも指導者の中心である学校であれば、校長先生のような方を確立するべきではないかなと思っておりますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

議員お質しのとおりかなと思います。現在は資格のある方で主任をしていただいております。今後、校長など管理職の経験のある方などを配置できるように検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、教育長が言われているということは、将来的にはそういう考えをしているという判断をさせていただきます。

現状から、指導者の方々には14名いらっしゃるということなんですけれども、やはりその14名の中で誰がトップだかということが把握できていないと、誰の言うことを聞けばいいのか、誰の指導のもとでやっていいのかという部分が当然出てくるとは思いますので、極力早目にそういう方の確立をお願いしたいと思います。

最後に、子育て支援推進協議会が設立をいたしまして、さまざまな実績報告、さらなる活動を展開しつつあると思いますけれども、協議会においてはさまざまな指摘、要望、不満等を出し合えるような組織作りが必要ではないかと考えております。

そのためにも地元の方々の充て職としての考え方を見直すべきではないかと思っておりますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

子ども・子育て支援推進協議会の委員でございますけれども、4つの組織から成り立っております。1つは、子どもの保護者5人でありまして。保育所、幼稚園、小学校、それから子どもクラブ、在宅保育の保護者、その5人。2つ目の組織が、子ども子育て

てに関する事業に従事している者3人でございます。幼稚園の預かり保育員、それから子どもクラブの指導員、町のまごころサービスセンターの理事長です。3つ目の代表が、子ども子育て支援に関して学識経験を有する者2人ということで、大学の先生をお願いしているところでございます。4つ目の組織として、町長が認める委員ということで、公立藤田総合病院の事務局長、社会福祉協議会事務局長、民生児童委員協議会の会長と、4つの組織で計13名の委員で構成しております。

委員の選出につきましては、子育て支援にかかわる所属の組織から選出された代表の皆様の本協議会の委員を委嘱しておるところでございます。協議会におきましては、委員の皆様から忌憚なく意見をいただいております、改善に生かしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 教育長からの意見をいただきまして、4つの協議会の13名の方がなっていると話しいただきました。

やはり、私は地元の方々が悪いとか、そういうことを言っているのではなく、さまざまな意見はその13名の方でも出ておるし、教育関係も教育経験者の方もいらっしゃいますけれども、いろいろな部分で、我々の代表者だけの情報を聞くだけではなくて、やはり町外の方のメンバー、大学の先生が1人入っているということでありますが、やはり町外での失敗例や、成功例などを出し合うことができることにより、より良い子育ての支援事業に展開するのではないかと考えておりますけれども、それを考えて、あえてもう一度質問させていただきます。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきたいと思っております。

要綱に定めるとおりなので、充て職と言われれば充て職ですけれども、先ほど申しましたとおり、子育ての当事者と、それから子育て支援に従事している方と、それから専門の方と、そういう方々を委員としてお願いをしているところです。議員お質しのおり、子育て支援につきましては、町の中だけとか外だけとかではなくて、経験者や適任の方に委員を務めていただいておりますと考えているところです。先ほども話をさせていただきましたけれども、委員会におきましては有意義な意見を頂戴しているところでございます。

そのような観点から、協議会委員の中にも、町外の方も複数名入っていただいておりますし、専門の大学の先生にも入っていただいているところです。そういう方々の意見を伺いながら、より良い子育て支援事業に取り組んでまいりたいと考えているところです。今回、議員からご指摘いただいたことや、この推進委員会の意見を生かしながら、今後もより良い子育て支援につなげていきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、また、ご協力をお願いをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、教育長から言われたように、今のメンバーで十二分になっているのであれば、私はそれ以上言うことはありません。

しかし、その方々のための意見を十二分に尊重いたしまして、やはり不満を全て解消することはできません。やはり、その不満の一つ一つでも解決することが、保護者からの信頼を回復すること、指導者の統一を図ることで子どもクラブができると思いますので、さらなるお願いを申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、午後3時35分から委員会室において議員懇談会を開催いたします。その後、委員会室で広報常任委員会を開催いたしますので、よろしくお願いします。

あさって12月9日は、午前9時15分から議会運営委員会、午前9時25分から議会全員協議会を開催し、午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

皆様、長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後3時21分）

第 3 目

平成28年第5回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年12月9日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 2 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 3 議案第58号 国見町農産物加工施設設置条例
- 第 4 議案第59号 国見町森江野町民センター条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第60号 国見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
- 第 6 議案第61号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第63号 国見町税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第64号 国見町道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第65号 工事請負契約について
- 第11 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第12 議案第67号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第13 議案第68号 平成28年度国見町一般会計補正予算（第6号）
（追加日程）
- 第14 議案第69号 動産の取得について
- 第15 議案第70号 動産の取得について
- 第16 発議第 5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 第17 議員の派遣について
- 第18 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番（欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	13番 八島博正君
14番 東海林一樹君		

・欠席議員（1名）

12番 志村良男君

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	菅野信朗君
企画情報課長	菊地弘美君	税 務 課 長	松浦昭一君
住民生活課長	吉田義勝君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	佐藤克成君	まちづくり 交 流 課 長	引地 真君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
原発災害対策 課 長	蓬田英右君	会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

志村良男副議長より、通院治療のため本日の会議を欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第1、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第2、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて
ご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第58号 国見町農産物加工施設設置条例

議長（東海林一樹君） 日程第3、議案第58号「国見町農産物加工施設設置条例」の件
を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 議案第58号、国見町農産物加工施設設置条例につ
いてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第59号 国見町森江野町民センター条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第59号「国見町森江野町民センター条例の一部
を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 議案第59号、国見町森江野町民センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから第59号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第60号 国見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第60号「国見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 議案第60号、国見町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） この条例ですけれども、農業委員会の委員の定数と農地利用最適化推進委員の定数ということで定めたものと思います。

このそれぞれの委員、農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の兼務は可能なのでしょうか。どのような決まりになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 浅野議員の質問にお答えをいたします。

農業委員会等に関する法律の中で、兼務は禁止をされてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） 農業委員の選挙がなくて、あくまで推薦という規定なのですが、今までは選挙で選ばれる人、あとは学識経験者、農協関係、共済組合関係でしたが、これはあくまで適正に、町でそういう配分はなくして推薦するのかどうか、その点を質問します。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 村上正勝議員の質問にお答えをいたします。

現行制度の農業委員の選出につきましては、法律の規定によりまして、選挙による委員と推薦による委員ということで、関係団体等からの推薦という形で決まっております。

今回の法制度の改正によりまして、町長が議案として議会の同意を得て選任するという規定になってございます。

それで、その町長が議案として提出する際に、その委員の方につきましては広く公募をすることになっています。おおむね1カ月の期間を設けまして、自薦、他薦、各種団体等の推薦も可能になってございますので、それらの手続に基づきまして、町長が議案として議会の同意を得て任命をする形になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 6番村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今まで議会推薦で女性の農業委員というのは、なかなか長年選ぶのが大変だったんですが、これも議会推薦という形で女性の農業委員が2人選ばれたと。推薦、自薦、他薦で、これからはやっぱりその女性枠も関係なく、あくまで推薦をもらって立候補して承認するという仕組みなのですか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

公募の中で自薦、推薦が可能ですので、各種団体の方々からも、今回の法令の改正の中で、その女性の委員、そしてまた青年層の後継者となり得るような方々も積極的に登用しなさいという通知もございます。それらを踏まえまして公募をして、公募の結果がどうなるかということもございますけれども、そのような女性の方々の積極的な登用についても町として働きかけといいますか、制度の周知も含めて対応してまいりたいとは考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 推進委員の身分は非常勤公務員であると思います。したがって、公平、公正が原則とされています。貸し借りによって、その推進委員などが自分のためにやったり、あるいは一部の人のために働いたりすることを防止するという考えはどこにあるんでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 阿部議員の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり農業委員、そして、今回新しく設けられました農地利用最適化推進委員は非常勤の特別職という形でございます。それらの方々につきましては、当然地方自治法等の規定によりまして、公務員に準ずるということで、その私的な部分で権利関係を個人の有利なように計らうことは、当然慎むべきものとなってございますし、公平、公正な立場で活動していただくということを、事務局等も含めて皆様には徹底を図っていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 農業委員の数が半分に減るわけですけども、仕事の内容については、今までとどの程度縮小されるのか、あるいは今までと同じ内容のことをやるのか、その辺を説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 松浦議員の質問にお答えをいたします。

現在の農業委員の活動は、月1回の農業委員会総会、農地法の許認可等も含めた法的な事務を執行する総会と、現場活動ということで農地の最適化、農地の調整であったり集積、耕作放棄地の予防ということで、農地パトロール等も実施をしてございますけれども、それらを現在16名の委員にお願いをしているところです。

今回の制度改正によりまして、その農地法等の例えば許可とかの権限につきましては農業委員。それで、現場活動、耕作放棄地の解消であったり農地の集積の推進、農地パトロール等の部分につきましては、農地利用最適化推進委員の業務という形で、現在の業務が2つに分かれたという内容になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） これまで、耕作放棄地等の問題についてはなかなか解決できなかったんですが、この最適化委員を設けることによって、その辺は今まで以上に進められるということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

耕作放棄地等は町内においても増えている状況ではございますが、国として、制度として、そういう状況が大変困った状況にあるということで、そのような意味も含め、現行の農業委員の役割分担を明確化し、農地利用最適化推進委員につきましては、その担当地区を定めて、農業委員会で委嘱するということになってございますので、地元に着した活動をしながら、耕作放棄地の発生の解消に努めていくことになってございますので、そのような制度の趣旨に沿って耕作放棄地の解消等の業務を推進していく形で考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 産業振興課長にお尋ねします。

この選び方、あるいは運用の方法、今回は、定数と報酬の議案が提案されていますけれども、この選ぶための事務的な規定等々は、この後議会に出てくるのかどうか。特に、議会で議決する場合、町長から提案された8人のうち1人を否定すれば全員否定になるのか、あるいは1人だけなのか。その辺の運用上の問題がありますのでどうなっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 八島議員の質問にお答えをいたします。

まず、今後の手続関係でございますけれども、国からの基準、準則的な部分、このような形で進めなさいということがございます。公募の方法などは、おおむね1カ月以上の期間を設けてその公募をなささいということもございますので、今後、詳細については、規則、要綱等で定めていきたいと考えてございます。

それともう一点、同意議案の関係でございますが、基本的に農業委員8名の方々の同意をいただくということで議会にお願いするわけでございますが、個別の議案になるかと考えてございます。それで、当然8名の方をまとめた同意議案ということではございませんので、それぞれ個別の同意議案という形で、先行事例等はそのような形でやっているということでございますので、町といたしましても、そのような形で一人一人同意をお願いするような形になろうかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第61号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第61号「国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第61、国見町特別職の職員で非常勤のものの

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番(八島博正君) この議案第61号の報酬のほかに仕事をして、そしてこの能率給をやるということは、成功した場合に支給するのか、それとも成功しようがしまいが、そういった仕事で1件動いた場合、成功しなくとも動けば能率給として認めるのかその辺はどうなっているのでしょうか、産業振興課長にお尋ねします。

議長(東海林一樹君) 産業振興課長。

産業振興課長(佐藤克成君) 八島議員の質問にお答えをいたします。

この能率給の部分につきましては、財源が国の農地利用最適化交付金という制度がことしから設けられまして、その交付金の中で活動実績分と成果実績分と分かれてございます。

活動実績分につきましては、例えば農地パトロールをやった場合には1回当たり何円とか、遊休農地の発生防止の活動を1回やったら何円とか、そういうような活動実績分による能率給になります。

それと成果実績分になりますと、例えば農地集積3反歩の農地集積が達成されたということになれば、1反歩当たり何円というように成果実績分の能率給という形で支給をしたいと考えてございまして、詳細につきましては規則で具体的に定めていくようになろうかと考えてございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 13番八島博正君。

13番(八島博正君) 我々議会は、議会に出席しようがしまいが費用弁償は廃止しております。農業委員会のこのいわゆる能率給の中に、会議に出席した、農業委員会に出席したというのも能率給に入るのでしょうか。

議長(東海林一樹君) 産業振興課長。

産業振興課長(佐藤克成君) お答えをいたします。

現在、その詳細の内容については検討中でございますが、国のその交付金の対象として、総会については農業委員が総会に出るのは当然のことでございますので、そういう部分での活動実績分としては当然見られませんということでございます。ただ、その知識を深めるための研修等につきましては、活動実績分として交付金については交付をしますということでございますので、その辺と他市町村の状況も勘案しながら、今後その部分については検討させていただければと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) そのほか質疑ありませんか。

6番村上正勝君。

6番(村上正勝君) 農業委員の報酬並びに能率給は、これは予算の範囲内ですが、報酬も各市町で違いがあるわけですが、この能率給についても、各市町とはまた違う考え

でこの能率給を支払うのかどうか。予算がなければ払わないとか、国の交付金できちんと決められているとか、そういう点をお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 村上正勝議員の質問にお答えをいたします。

この能率給につきましては、あくまでも原資が国の農地利用最適化交付金になっています。国自体も予算の範囲内で交付をすると、総額予算のいろんな予算ございますけれども、その3割以内の金額で各市町村に配付をすることになっていまして、定額ではございません。例えば農地の集積状況とか耕作放棄地の解消状況をポイント化して、それぞれ全国でその原資を案分する形になっています。総額が決まっていないということで、それが町に入るわけがございますので、その範囲内で町としても配分を能率給として支給をすることとなってございますので、原資である国の交付金の金額によって増減は出てくるのかなと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

3 番井砂善榮君。

3 番（井砂善榮君） この農業委員会をはじめ、最適化推進委員11名となるのでありますが、名称が全く異なり、報酬も全く違うものでございますが、1カ月に1回の農業委員会の定例総会にあたっての招集の仕方と、この推進委員に対して農業委員会の動き等をどのように伝えていくかをお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 井砂議員の質問にお答えをいたします。

農業委員会の総会を毎月1回開催をしておりますけれども、今回の制度改正によりまして、原則、農業委員が総会でその法的な部分の対応を行うことになっていきますので、今回議案にありますように8名の方々に総会を開催することになります。それで、農地利用最適化推進委員は、例えば農地の権利移動が発生した地区につきまして、それぞれ個別のケースが発生した場合は、農地利用最適化推進委員が現地を確認して、その権利関係も含めて適正かどうかを判断して、農業委員会総会の場で発言をすることになってございます。農業委員会の議案によって、地区担当をする最適化推進委員が参加をして発言するという仕組みになってございます。よって必ず農業委員は総会には出席しますが、最適化推進委員はそれぞれ関係する場合にのみ参加をして意見を述べるという形になってございます。

それが今回の制度改正の中身になってございますが、当然農業委員と農地利用最適化推進委員の連携を図らないと、ばらばらに活動しては制度として成り立たないということもございます。緊密に連携を図りながらということで、研修も含めて連携を図って、その農地の最適化の方向性を達成していくことになろうかと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ございませんか。

井砂善榮君。

3 番（井砂善榮君） そうすると、ただいまの答弁でございますが、いわゆるこの農地利用最適化推進委員の方に対しましての能率給が今話題になっておるのでございますが、その出席したときに対してこの能率給を支給して、まず農業委員と同じくらいのベースの給料にというか年俸になるような方法というように、私は理解したんでありますが、それで結構でしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

農業委員会の総会につきましては、農業委員は必ず出席しなければならない、先ほど申し上げましたけれども、最適化推進委員については個別ケースがあったときには参加をということでございます。最適化推進委員は総会の参加が義務ではございませんので、そのようなことも踏まえて今後どうするかは検討させてもらいたいと考えています。なお、県内の先行事例ですと最適化推進委員が総会に出席した場合は能率給として一定の金額を支給している事例もあるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第62号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第62号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまの説明で、その概要なのですが、第9条の説明文で扶養手当月額の配偶者、次の、「孫、60歳以上の父母及び祖父母、弟妹、重度心身

障害者」1人6,500円とあります。

これは新たに設けられた条項になりますか、お聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議員ご指摘のとおり新たにこの文言を追加とするものでございます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） 総務課長にお尋ねいたします。

県の人事委員会勧告に基づいた改正ということですが、孫が新しく扶養手当の対象になった理由をお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 松浦和子議員のご質問にお答えをいたします。

孫が追加になったというところにつきまして、その実態を把握して、現在、やっぱりその孫まで扶養にしている方がいるからということだと理解をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 人事委員会勧告に基づいてというところで、町が条例を改正したわけなのでしょうけれども、一部上場企業においても孫や祖父母、父母までの扶養手当というのは、まず耳にしたことがありません。ですから、公務員というその特別な待遇と言ってしまうえばそれまでなのかもしれませんが、やはり今、中小企業など困窮しているところが大変ありますので、職員の皆さんがこのような扶養手当をいただけるということを、しっかり自覚して職務に励んでいただきたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） ただいまの松浦議員のご指摘でございますが、現在、子育て支援等を重点に国が進めているということもございまして、これから国の姿勢として、そういったところも考えて勧告に反映されたものと。

あと民間企業におきまして、そういった動きがこれから実際出ているところもございますし、これからそういったふうに動き出すのかなというところでございます。

あと人事院勧告のこの制度につきまして国もありますし、県の人事委員会もでございます。そういったところで、やっぱり全体を把握しながら、そういった判断のもとに今、勧告しているということだと思いますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第62号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第63号 国見町税条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第8、議案第63号「国見町税条例の一部を改正する条例」
の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

税務課長。

税務課長(松浦昭一君) それでは、議案第63号、国見町税条例の一部を改正する条例
についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第63号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 11時10分まで休議いたします。

(午前10時58分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午前11時10分)

◇ ◇ ◇

◇議案第64号 国見町道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第64号「国見町道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議案第64号、国見町道の駅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第65号 工事請負契約について

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第65号「工事請負契約について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議案第65号、工事請負契約についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 工期について伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） この工事につきましては、年度いっぱい3月31日までとしたいと考えております。ただ、繰り越し手続等が整えば繰り越しをさせて、1億円を超える工事になってございますので、それを含めて3月に入って改めて説明させていただくような格好にしたいと考えております。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この工事内容については、工事中には入居者もいるわけなのですが、窓をあければごみが入ってきたり、あるいは工事をやっている個人のパライバ

シーを損ねたりしますので、できるだけ速やかに工事を終えるようにしていただきたいと思っております。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について

議長（東海林一樹君） 日程第11、議案第66号「公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議案第66号、公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第67号 損害賠償の額の決定及び和解について

議長（東海林一樹君） 日程12、議案第67号「損害賠償の額の決定及び和解について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議案第67号、損害賠償の額の決定及び和解についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） 総務課長にお伺いいたします。

今回は人身事故を起こしておりますが、二、三年前は軽自動車を1台潰しております。昨年は浄化センター内で駐車中の車に追突、接触事故を起こしております。今回は人身事故です。その事故を起こした職員に対しての対応はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 松浦和子議員のお質しにお答えを申し上げます。

事故を起こした職員に対するその処分はという趣旨かと思いますが、町におきましては、交通法違反関係職員の懲戒処分等に関する基準がございまして、それに照らし合わせまして、この事故を起こした職員につきましては文書訓告ということで処分を行ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 被害に遭った方の負傷の程度はどのようなものだったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 接触事故そのものは軽くということではあったんですが、事故で接触した際に転倒されまして、首等に負傷を負ったということでございます。その治療がちょっと長引きまして約1年かかって和解になったところでございます。むち打ち症ということでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 総務課長に関連した質問させていただきます。

今回の事故に限りましては、今までに和子議員から言われたように、職員から今言っているように物損事故、人身事故という形で段階的に程度が上がっていると思うんです。

先ほど、総務課長が言ったように、この事故を起こした場合に処分の表があると思うんですけれども、今回の事故の場合は、申し訳ないですけれども人身事故になってしまっていると。そうした場合に、その職員の処分はその定義に当てはめると勧告処分になるんですか。今、言ったように物損であればそのぐらいでいいんでしょうけれど

ども、人身事故となれば全然かわっていますので、その辺が同じ処分であるというの
はちょっとおかしいのではないのでしょうか。

そして、やはり120万円というお金ですが、全て保険で賄っているということで
理解はできるんですけども、逆に120万円の損害を町に与えたというのもある程
度考えなくちゃいけないと。そうした場合に職員に対する処分はどの規定に入ってい
るのか、もう一度お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 渡辺議員のご質問にお答えを申し上げます。

職員が交通違反等による事故等が発生した場合についての懲戒処分に関する基準が
ございます。その基準に照らし合わせまして今回の事故につきましては文書訓告とい
う内容だったということでございます。当然事故の内容、あってはならないことでは
ございますけれども、例えば酒酔い運転で死亡事故ということであれば当然懲戒免職
になってございまして、そういった表がございまして、それに基づいて職員について
は処分をしているということでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質問はありませんか。

3番井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 交通事故等は我々にも常に遭遇する機会だと捉えて十二分に注意し
て運転しておるつもりで、そしてまた職員も厳正な仕事からやはり緊張して仕事をし
ていると思います。よって、国見町におきましても危険手当がございまして。そうした
場合において、やはりドライバーに対してもどの程度までの危険手当というか、職務
の内容において、あるいは例えば税務課で税を徴収ということもあって危険手当もあ
ったんでありますが、車を運転をするときの危険手当はどの辺まで規定がございま
すでしょうか、総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 井砂議員のご質問にお答えをいたします。

いわゆる特殊勤務手当の部分のお質しかと思いますが、公用車を運転する場合につ
きましてのそういった手当につきましてはございません。あくまでも規則の中でその
業務に携わった場合、用地交渉ですとかそういった場合についてのみということで、
通常の公務で公用車を運転する場合については、手当は準備してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 特別な危険手当を支給していないという答弁でございまして、いろ
いろ考えてみますならば、やはり危険手当も考える必要性があるのではないかと考え
ますが、今後いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お質しの答えを申し上げます。

職員が公務で公用車を運転することにつきましては常時ある状況でございまして、これは一般の業務の中の範疇と捉えてございます。したがって、危険手当なる特殊勤務手当については考えてはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私からもトータル的に答弁をさせていただければと思います。

まずは、あってはならない事故が、今年の11月でございすけれどもあったということ。あと、五月雨で車の事故等々あったということとございまして、この間の事故につきましては本当に私の不徳のいたすところの部分あるかなとも思っております。改めて議員の皆様方に心からお詫を、まず申し上げさせていただきたいと思っております。

その上で、私自身も日ごろからとにかく綱紀肅正は徹底的に言っています。一日一回巡回すると、その際にも、いろいろとそういったことも含めて、いろいろと対応させていただいております。

この2期目の就任の職員の訓示をさせていただきました。その際に、私、大きく3点お話をさせていただきました。1つは人間として生きることだよと。2つ目は職員として生きること。それから、3つ目は管理職として生きること。この3つをお話しさせていただきました。その中で、まず人間として生きること何なのかということで、まずは人間社会の中で1対1常に人間がいるんだよと、したがって常に人を思う気持ち、人の愛という気持ち、人の思いを人に対して込めて、常に業務と申しますか生きるんだよということとをまず言わせていただきました。

さらには、コンプライアンスです。法の遵守。つまり、酒飲み運転をしないよと、お金にクリーンであるんだよと、自損事故を起こさないんだよというようなことです。そういったこともかなり強くお話をさせていただきました。

さらに、もう一つやはり自助です。皆さん人間として生きているんだよと、やはりしっかり自分の身を守る、むしろ事故に遭わないとか。先ほど井砂議員のお話ありましたように、いわゆる危険な部分もいろいろあるんだから、十分注意しながらやりなさいよと。そういうその3つのことを、人間として生きることということでお話をさせていただきました。

実は、きのうも庁議の中で総務課長も徹底的に酒飲み運転の話とか事件、事故の話をしまして、私もそのプラスアルファで庁議でお話をさせていただいて、職員の徹底も改めてお話をさせていただいたということとでございます。

そういった中で、人間の社会でありますから何が起るかわからないということではありますけれども、やはり公僕である私も町の職員はしっかりとその法に遵守した形でどうするんだということを常に思ってやらなくちゃならない。これ改めて徹底をさせていただいておりますし、今後も私自身もそういった思いでこの町政運営を行ってまいりたいと考えております。

過去に起こったことは、私これ以上責められてもしようがないこととございすから、それは先ほど答弁を申し上げました、今後ないようにしっかりと職員一致団結し

て対応していきたいという思いでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第68号 平成28年度国見町一般会計補正予算（第6号）

議長（東海林一樹君） 日程第13、議案第68号「平成28年度国見町一般会計補正予算（第6号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議案第68号、国見町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 総務課長にお尋ねいたします。

ページ数は一般会計補正予算の12ページです。

支出でありますけれども、5目の財産管理費における15節工事請負費についてですが、内容を見せていただくと仮設住宅の不用備品を公共施設で再利用するための移設工事であります。まず、不用備品とは一体何を示しているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

財産管理費の工事請負費の130万円についてのお質しでございます。

ただいま議員がおっしゃいましたとおり、仮設住宅の備品を設置するための工事請負費をお願いしているところでございまして、この備品の中身につきましては、例えばエアコンですとか、それから便座、給湯器、物置等でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、今言ったようにエアコン、便座、給湯器などということになりますけれども、公共施設でありますから町で管理している施設だと思えますけれども、そうした場合に130万円の根拠、エアコンを何台移動するための工事費として130万円になったのか、詳細についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

ここに計上させていただきました予算の内容でございます。まず、エアコン2台を小学校の配膳室でありますとか、ももたん広場での計画でございます。便座につきましては文化センターのトイレに設置をしたいということの中身でございます。それから、給湯器につきましては、上野台の体育館に、さらに、物置等につきましては駅前の倉庫、文化センターそれから各運動施設等に設置をしたいということで全部で10基の予定での予算計上でございます。これを業者をお願いする設置工事費として、130万円という積算でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質問ありませんか。

井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） 15ページの歳出で、6款の19節でございますが果樹産地育成事業で626万5000円の減額とあるんでございますが、詳しく産業振興課長にご説明をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 井砂議員の質問にお答えをいたします。

15ページ、一番下の19節負担金補助及び交付金の果樹産地育成対策事業の626万5000円の減額に関するお質しでございますが、こちらにつきましては当初予算で総事業費1500万円で見込んでございまして、そのうち国の補助金が2分の1、県が6分の1、町が6分の1、それで事業者の自己負担が6分の1という制度でございます。それらの予算措置として国、県、町の部分も含めまして1250万円の当初予算を計上してございましたが、その中で、当初町を經由して事業者に支出する予定としてございました国の分につきましては、直接事業者に通さないで交付されることになりましたので、その分を減額したということです。

当初予算で計算しますと、750万円の減額になるわけでございますが、事業者から要望のあった事業費が総事業費で1800万円ちょっとという事業費になりまして、それらを収支計算しまして今回626万5000円を減額させていただきたいというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 15ページの下の方で、人・農地プラン作成支援業務ということ

ですが、この内容について説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 松浦議員の質問にお答えをいたします。

13節委託料の人・農地プラン作成支援業務ということで、105万9000円の増額でございますが、人・農地プランにつきましては今年6月に国見町全5地区で策定は終了してございますけれども、それらの推進と支援ということで国見町の地域農業再生協議会に業務を委託してございます。業務委託の積算の中身としましては、地域農業再生協議会で雇用してございます専門員の人件費が主たるものとなっております。その部分で人件費等がちょっと不足するというので、この分について計上させていただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 別の件になります。

部活動、17ページに中学校費の部活動補助金317万7000円とありますが、今の時期ですとどのように使われるのでしょうか。例えば活動に使われるのか、それとも部活動関係の用具などの購入に使われるのか、その内容について説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、実績に基づいたものが主な部分でございます。バスケットボール男子、ソフトテニス女子が東北大会に行った交通費、参加費等が主なものでございます。あと、新人大会においては、バレーボール男子、ソフトテニスの女子、こちらが県大会です。これからにつきましては、ソフトテニス山形県の酒田市でインドアテニス大会に出場の予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質問ございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 総務課長にお尋ねいたします。

12ページの8目企画費、13節の委託料でふるさと納税業務委託で350万円の経費が上がっております。このふるさと納税は、ふるさと産品という返礼品だということなのですが、補正増の中身についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 渡辺議員のご質問にお答えを申し上げます。

ふるさと納税に係る委託料350万円の中身はということでございます。

町の制度につきましては、いろいろふるさと納税の産品を増やして町のPRをすることによって進めているところでございまして、おかげさまで今までのふるさと納税額につきましては一般答弁等でお話ししたとおり4000万円を超える額になっているところでございます。これから発送が想定される部分につきましてはあんぼ柿等が

ございまして、それらの見込みとして今後全体で500万円くらいの寄附があるのではないかという見積もりの中で、ここの委託料につきましてはその製品のお返しする物の代金と、それからその業者に委託する手数料の部分、それから送料が入って350万円でございます。あわせて町に残ります部分につきましては、その積立金に149万円を計上してございまして、これが残りの寄附を基金に積み立てるという予算の内容でございます。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 総務課長の今のお話で、よほどふるさと納税に対する納税者が増えてきたんだなという感じで、返礼品も多いんだなと思っていることだと思います。そこでお尋ねしますが、今、全国的にふるさと納税が増えております。町の納税も当然増えておるとは思うんですけども、先日のニュースというか、特に納税をされている方は都内の方が多いということで、都内ではそのふるさと納税に対して悲観的ないう部分があって、ふるさと納税の返礼品がグレードアップをしていて、そのグレードアップにあわせた納税者が増えてきており、どんどんその品物を上げているような状態に合わせてふるさと納税が増えているんじゃないかという懸念があります。この町においては、どここの町がこういうのをやっている、この町はこうやっているといつて競争に走るような形でふるさと納税の返礼品を考えているのか、この将来の考え方についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 渡辺議員のお質しにお答えを申し上げます。

議員がおっしゃるとおり全国におきまして、さまざまな特産品を準備して、さらに、インターネット等で寄附のしやすい環境が整ってきたということがございます。さらに、メディア等による報道によって、ある意味市町村間において競争が起きている部分があるのかなとも考えているところでございます。そうしたために、報道にもあったとおり首都圏の各町、市、区等でそのふるさと納税制度を活用していない、あるいはできない団体もございます。そういったところでは、その住んでいる方がほかに寄附することで住民税がほかに逃げていつている状況もあるかと思えます。国見町におきましてはどうなんだということでございまして、ふるさと納税の返礼品の贈呈につきましては、ふるさと納税町特産品の贈呈事業実施要綱を定めてございます。その趣旨にも書いてございますけれども、町の特産品を納税いただいた方に贈呈をして感謝の意を表すると、それから町の特産品を全国に広くPRすることが趣旨でございます。今後につきましても、その趣旨を守りながら、より良いこのふるさと納税制度を活用して町のPRに努めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 13ページ、3款民生費、2目の老人福祉費の13節委託料の中

で高齢者配食サービス事業66万3000円について、この事業については、まごころサービスで弁当代が500円、これの配達料と高齢者の安否確認を目的として100円だったと思いますが、現在配食を受けている高齢者が何名いるのか、あるいは今度増加する人数は何人なのか伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

高齢者配食サービス事業の今回の補正増しにつきましてのご質問でございますが、まず、配食サービス事業の内容につきましては今議員のお質しのおりでございます。利用者数ですが、10月現在で51名の方が利用されていらっしゃいます。それで、今回の補正増しにつきましては、その利用者が増加し、配食数がこれまで8,300食だったものが、1万500食ほどに増加する見込みとなったものでございまして、その分について補正増しをお願いしたいというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質問。

阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この増えた部分については、高齢者が増加したことが一因でいいんでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） ご質問にお答えいたします。

そうですね。主なこのサービスの利用者は、1人暮らしの老人とか、高齢夫婦世帯とか、そういった方が対象になってございまして、そういった方の増加もございまして、生活環境の変化なども利用者の増となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 建設課長にお尋ねします。先ほどの7番渡辺議員とも関連するんですけれども、12ページの5項、財産管理費の中で仮設住宅の不用備品を移設するということで補正になっておりますけれども、現在まだ住んでいらっしゃる方が何人かいらしたと思うんですが、仮設住宅は来年の3月で提供は打ち切りという話を聞いておる中で、そうした方々の待遇といいますか措置はどのような形で進められているんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 直接補正予算に関係はしていませんが、制度的に3月31日までには国見町の仮設住宅については終了することになってございますので、現時点で、何人かまだ残っていらっしゃいますが、基本的には3月31日までには出られるものと。ただ、住宅に入るんじゃなくて自己再建の方ですと、若干ずれが生じますので、その分については若干の延長があるものと考えております。現時点で約半数以上の方につきましては、もう公営住宅に移られていますし、あと残りの4世

帯の方については、住宅の再建と、あと公営住宅の移転で何とかなるかなと。ただ、若干、その家の再建状況によっては1カ月、2カ月の延長が出る可能性があるということによって現在進めております。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 総務課長にお尋ねします。

12ページの土地購入費でございますけれども、議案の説明会で指摘しまして、早速図面を出してもらってありがとうございました。

この図面で見ますと、今回の購入予定地は赤井畑線の向こう側の旧大和田スタンドの土地になると思うんですけれども、この赤井畑線がついてこないと飛び地になってしまうので、赤井畑線の購入についてはどのように考えているんでしょうか。ぜひとも町で購入して、一つの続きの土地にして4号線拡幅では駐車場が減りますんで、その分も利用できるようにしてほしいと思うんですけれども、どのようにしているのか質問します。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げます。

今回の買収用地取得に鑑み、その県道のところはどうかというお質しでございます。

お渡しした図面のとおり、県道につきましては、4号線に直行するという形で改修が行われる予定でございます。そうしまして、個人の残地は今回の予算にお願いしたとおり計上させていただいたということで、県道の部分につきましては、県との協議もでございます。あとは近隣の皆さんとのお話し合いもでございます。どの線で県道が廃道になるのかということもございまして、今後、県と協議を進めながら区域を確定して、最終的には町でその土地を購入して役場敷地の一部にしたいと考えているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 14ページなので、これは保健福祉課課長にお尋ねしたいと思えます。

5目の臨時福祉給付金における、19節の負担金補助及び交付金の中で経済対策臨時福祉給付金で2100万円の補正増があります。こちらの中身につきましては、単価が1万5000円ということで、約1,400名の方に対する何かがあるのかなと思うので、その中身についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 経済対策臨時福祉給付金2100万円の内容についてのお質しでございますが、この給付金につきましては、消費税の引き上げに伴いましての、

所得の低い方への影響を緩和するために、国の経済政策で支給されるものでございます。

平成26年から毎年実施をしてきてまいりましたが、今回につきましては消費税率8%から10%の引き上げ、これが2年半延期されたことから、平成29年4月から平成31年9月までの2年半の分を一括して前倒しをして支給されることになったものでございます。支給要件につきましては、今年度、28年度の町民税均等割が課税されていない方、ただし、課税者に扶養されている方は除かれます。支給額につきましては、議員お質しのとおり1人1万5000円となっております。支給対象者1,400人を見込んで計上いたしたところでございます。

なお、3節から14節の事務費と合わせまして全額が国庫補助で、歳入にも計上したところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 追加の議案がありますので、午後1時まで休議いたします。

（午後0時02分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） 皆様のお手許へ配付いたしました追加日程表のとおり5件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この5件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（太田久雄君） ただいま追加ご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

議案第69号及び議案第70号「動産の取得について」でございますが、これは地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇ ◇ ◇

◇議案第69号 動産の取得について

議長（東海林一樹君） 日程第14、議案第69号「動産の取得について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 議案第69号、動産の取得についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） まちづくり交流課長にお伺いいたします。

この取得に際して、業者を決定した方法を教えてください。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

この業者の選定方法につきましては、プロポーザル方式を用いて決定をしたものでございます。公募をいたしまして3社から応募がございました。その3社を第1次審査で2次審査へと通過をさせまして、2次審査で実際に、その1社1社それぞれプレゼンテーションを行っていただいております。それを審査会で審査をした結果、この株式会社岡村製作所が優秀だったというところで協議を進め、今回契約の運びになったところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第70号 動産の取得について

議長（東海林一樹君） 日程第15、議案第70号「動産の取得について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 議案第70号、動産の取得についてをご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇発議第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第16、発議第5号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に、議案書及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第5号及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 議案の説明につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでござ

ございます。速やかなるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 発議第5号は、昨今の町村議会議員選挙での立候補者数が少なくなったことから地方議会における政治参加をどのように促進していくのかを課題としたものであると思います。このことは今後の民主政治を進展させていく上で重要なことでもあります。まして、町村におきましては政治参加を議員という形で行おうとすれば厳しいものがあることは現実と思います。しかし、一方では格差社会と言われる中で、個々の生活も厳しいものとなっております。国民年金だけでは生活できない実態もあるわけでありまして。議員の地位だけではなく、このような現実を含めた議論の中で政治参加を進めるべきと考えます。現在では、まだこのような状況にはなっていないものと思われまますので本案には賛同できないものであります。

以上であります。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ございませんか。

8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） この意見書ですけれども、所得制限や年齢制限など大変厳しいものがありまして、果たしてどれだけの人が加入できるのか、加入するのか、私は大変疑問に思っております。それで、加入者が少なれば制度としては成り立たないのではないかと考えられます。内容をもっと吟味していただければ趣旨は理解しているんですけれども、内容からいって今の段階では賛同できないということであります。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ございませんか。

佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 私は、賛成の立場から申し上げます。

この加入を求めることについての提案につきましては、説明にもありましたように、現在の地方政治のあり方について改善の一つとなるべく提案されたものと考えます。

ただいまのお二方のお話もありまして、これにより地方政治が改善されるというものではないかもしれませんが、1つの入り口を設けることで、その後のいろいろな制度、あるいは状況に応じて改善等がなされるものと思われまますので、私は賛成をいたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ございませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議長(東海林一樹君) 起立多数です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長(東海林一樹君) 日程第17、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長(東海林一樹君) 日程第18、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より私宛てに閉会中の調査についてそれぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長(太田久雄君) それでは、平成28年第5回国見町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案申上げました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただき、全議案につきまして原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方から頂戴いたしましたさまざまなご意見を十分踏まえ、今後の町政執行にあたってまいる所存でございます。

なお、議員の皆様方におかれましては、年末年始を迎えるにあたりご自愛の上、今後とも復興、再生、町政進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。
平成28年第5回国見町議会定例会を閉会いたします。
長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後1時17分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月9日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 渡 辺 勝 弘

同 署名議員 松 浦 常 雄